

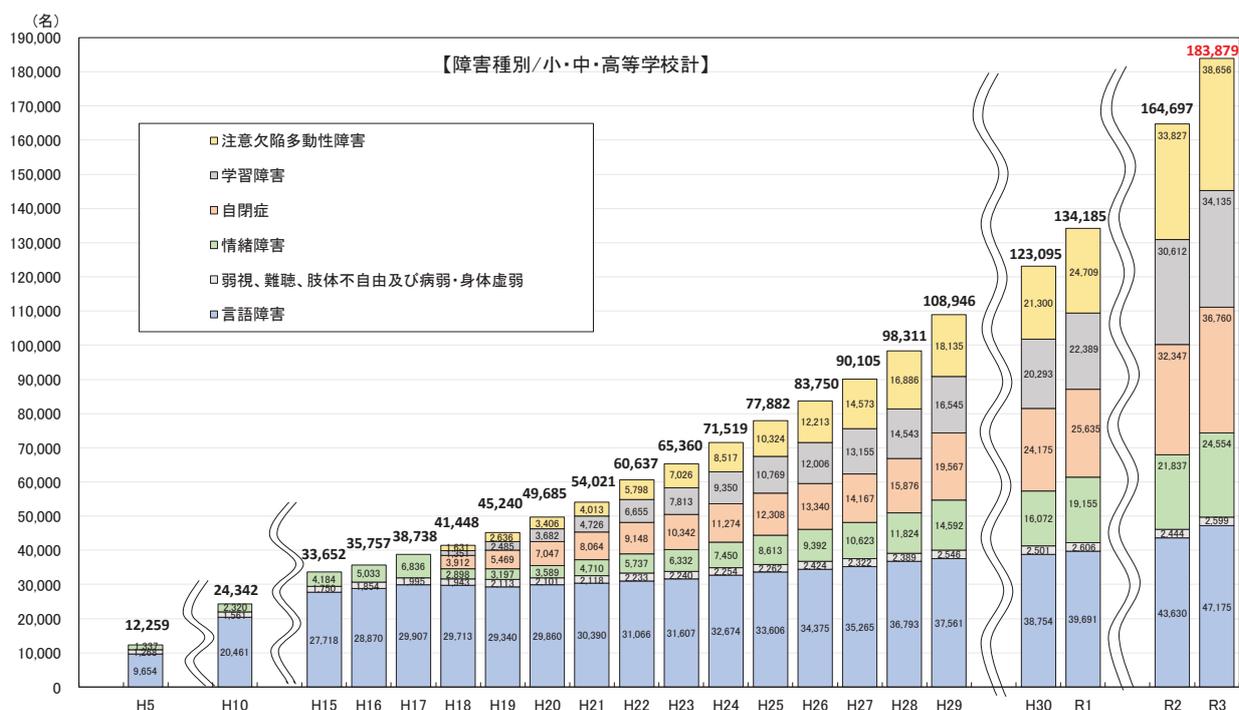
第 2 部
調 査 編

通級による指導実施状況調査結果（概要）

（１）通級による指導を受けている児童生徒数（国公立別）

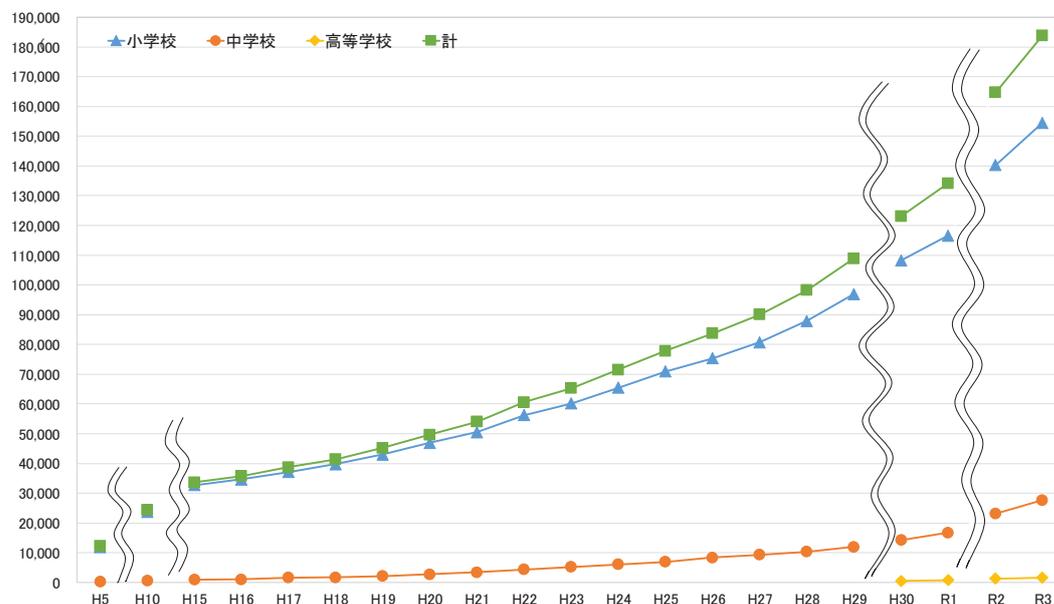
（単位：名）

	計	言語障害	自閉症	情緒障害	弱視	難聴	LD	ADHD	肢体不自由	病弱・身体虚弱
小学校										
国立	109	37	17	14	1	6	26	8	0	0
公立	154,407	46,337	29,286	19,362	195	1,718	25,882	31,477	105	45
私立	43	15	3	0	0	1	19	5	0	0
計	154,559	46,389	29,306	19,376	196	1,725	25,927	31,490	105	45
中学校										
国立	8	1	0	4	0	1	1	1	0	0
公立	27,609	771	6,733	4,899	39	358	7,988	6,738	48	35
私立	32	2	10	5	0	3	5	2	2	3
計	27,649	774	6,743	4,908	39	362	7,994	6,741	50	38
高等学校										
国立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公立	1,623	12	709	247	4	12	208	419	3	9
私立	48	0	2	23	0	0	6	6	1	10
計	1,671	12	711	270	4	12	214	425	4	19
計										
国立	117	38	17	18	1	7	27	9	0	0
公立	183,639	47,120	36,728	24,508	238	2,088	34,078	38,634	156	89
私立	123	17	15	28	0	4	30	13	3	13
計	183,879	47,175	36,760	24,554	239	2,099	34,135	38,656	159	102



※令和2年度及び令和3年度の数値は、3月31日を基準とし、通年で通級による指導を実施した児童生徒数について調査。その他の年度の児童生徒数は年度5月1日現在。
 ※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から通級による指導の対象として学校教育法施行規則に規定し、併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示（平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級による指導の対象として対応）。
 ※平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。
 ※高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。
 ※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

【学校種別/小・中・高等学校計】



(単位：名)

	H5	H10	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
小学校	11,963	23,629	32,722	34,717	37,134	39,764	43,078	46,956	50,569	56,254	60,164	65,456	70,924	75,364	80,768	87,928	96,996	108,306	116,633	140,255	154,559
中学校	296	713	930	1,040	1,604	1,684	2,162	2,729	3,452	4,383	5,196	6,063	6,958	8,386	9,337	10,383	11,950	14,281	16,765	23,142	27,649
高等学校	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	508	787	1,300	1,671
計	12,259	24,342	33,652	35,757	38,738	41,448	45,240	49,685	54,021	60,637	65,360	71,519	77,882	83,750	90,105	98,311	108,946	123,095	134,185	164,697	183,879

※R2及びR3の数字は3月31日時点。R1以前は各年度5月1日時点。

※平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。

※高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。

※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

(2) 通級による指導を受けている児童生徒数（都道府県・実施形態・障害種別）（国公
私立計）

（単位：名）

	計	自校通級	他校通級	巡回通級	言語障害	自閉症	情緒障害	弱視	難聴	LD	ADHD	肢体不自由	病弱・身体虚弱
1 北海道	7,744	5,037	2,472	235	3,319	522	1,267	13	68	1,216	1,338	1	0
2 青森県	1,056	483	551	22	326	137	37	0	1	257	292	0	6
3 岩手県	1,681	1,036	341	304	1,281	22	12	1	7	306	51	0	1
4 宮城県	4,769	3,832	780	157	1,567	539	79	1	19	1,666	895	0	3
5 秋田県	889	525	297	67	218	106	30	0	4	359	172	0	0
6 山形県	1,609	834	775	0	1,228	35	42	0	5	156	133	0	10
7 福島県	1,813	929	703	181	451	356	88	0	7	210	701	0	0
8 茨城県	2,336	2,066	268	2	525	86	564	9	39	747	363	2	1
9 栃木県	3,073	2,235	766	72	1,391	523	197	1	27	485	439	3	7
10 群馬県	4,325	1,519	2,667	139	1,984	509	606	1	24	492	709	0	0
11 埼玉県	6,855	2,570	4,215	70	3,089	639	1,840	2	142	394	741	7	1
12 千葉県	7,965	4,969	2,319	677	5,442	392	431	35	246	708	597	99	15
13 東京都	38,326	35,156	3,022	148	3,462	12,658	8,045	83	404	3,031	10,642	1	0
14 神奈川県	8,428	2,011	6,249	168	3,680	1,291	1,641	11	255	277	1,273	0	0
15 新潟県	4,189	2,113	1,754	322	1,572	590	283	1	174	512	1,055	0	2
16 富山県	3,245	2,621	30	594	231	373	219	0	1	2,166	252	1	2
17 石川県	1,771	1,205	566	0	493	224	25	1	26	735	266	1	0
18 福井県	1,259	915	12	332	49	229	127	4	13	577	250	6	4
19 山梨県	1,406	579	668	159	567	169	170	0	19	337	144	0	0
20 長野県	2,412	1,324	825	263	849	393	49	16	20	811	273	1	0
21 岐阜県	6,176	4,267	1,362	547	1,204	1,359	237	0	7	844	2,525	0	0
22 静岡県	3,689	1,147	2,266	276	1,198	1,076	87	0	61	601	655	11	0
23 愛知県	9,158	6,369	370	2,419	670	2,276	1,931	7	76	2,072	2,117	4	5
24 三重県	1,480	652	776	52	554	94	408	1	12	232	177	0	2
25 滋賀県	2,298	1,294	603	401	230	614	136	2	3	914	396	0	3
26 京都府	6,537	4,717	1,009	811	2,001	1,857	139	22	38	1,309	1,164	3	4
27 大阪府	8,617	6,659	1,479	479	1,129	1,331	1,569	6	85	2,934	1,556	0	7
28 兵庫県	5,225	2,290	1,124	1,811	403	1,487	244	0	97	1,611	1,383	0	0
29 奈良県	1,604	882	607	115	324	473	58	1	21	583	144	0	0
30 和歌山県	1,382	843	534	5	262	277	43	0	9	583	206	2	0
31 鳥取県	759	369	204	186	152	106	84	0	6	262	148	0	1
32 島根県	1,614	688	175	751	385	280	265	5	27	238	399	7	8
33 岡山県	2,368	869	1,407	92	762	1,081	289	0	10	73	153	0	0
34 広島県	2,912	1,917	868	127	835	858	327	10	8	286	586	1	1
35 山口県	3,340	2,347	820	173	862	656	292	0	8	831	683	6	2
36 徳島県	743	590	113	40	127	91	28	0	8	359	130	0	0
37 香川県	555	323	60	172	24	146	47	0	9	141	188	0	0
38 愛媛県	2,274	1,608	653	13	501	317	91	1	7	920	434	2	1
39 高知県	263	148	95	20	90	21	4	0	0	70	71	0	7
40 福岡県	4,761	2,311	1,982	468	773	972	955	4	33	819	1,204	0	1
41 佐賀県	1,419	1,021	345	53	324	343	14	1	3	337	396	0	1
42 長崎県	3,124	2,471	533	120	445	282	460	0	9	603	1,322	0	3
43 熊本県	1,782	1,267	459	56	337	268	207	0	12	401	556	0	1
44 大分県	601	429	120	52	125	58	41	0	14	196	166	1	0
45 宮崎県	2,110	1,639	307	164	514	165	400	0	17	480	533	0	1
46 鹿児島県	1,595	834	761	0	756	123	249	0	18	186	262	0	1
47 沖縄県	2,342	2,039	139	164	464	356	197	0	0	808	516	0	1
計	183,879	121,949	48,451	13,479	47,175	36,760	24,554	239	2,099	34,135	38,656	159	102

(3) 通級による指導を受けている児童生徒数（公立のみ）

① 小学校

(単位：名)

		計	言語障害	自閉症	情緒障害	弱視	難聴	LD	ADHD	肢体不自由	病弱・身体虚弱
1	北海道	6,917	3,163	456	1,062	10	54	1,051	1,120	1	0
2	青森県	858	321	82	28	0	1	188	237	0	1
3	岩手県	1,564	1,278	14	10	1	3	216	41	0	1
4	宮城県	4,316	1,566	429	61	1	18	1,430	809	0	2
5	秋田県	731	216	68	25	0	4	275	143	0	0
6	山形県	1,493	1,224	21	19	0	5	123	101	0	0
7	福島県	1,577	442	296	75	0	7	171	586	0	0
8	茨城県	2,015	524	69	458	6	31	622	303	2	0
9	栃木県	2,808	1,382	444	158	1	26	396	393	3	5
10	群馬県	3,858	1,982	413	494	1	16	400	552	0	0
11	埼玉県	6,054	3,070	478	1,513	0	134	270	586	2	1
12	千葉県	7,393	5,427	308	325	25	201	559	474	64	10
13	東京都	31,607	3,458	10,307	6,493	73	323	2,188	8,765	0	0
14	神奈川県	7,245	3,586	1,110	1,205	11	210	165	958	0	0
15	新潟県	3,561	1,562	425	184	0	130	373	887	0	0
16	富山県	2,578	230	302	198	0	1	1,639	208	0	0
17	石川県	1,531	456	189	21	1	21	604	239	0	0
18	福井県	880	42	150	78	4	12	404	187	2	1
19	山梨県	1,099	559	134	74	0	12	206	114	0	0
20	長野県	1,959	846	266	34	13	19	576	204	1	0
21	岐阜県	5,323	1,184	1,119	197	0	7	608	2,208	0	0
22	静岡県	3,110	1,192	831	53	0	48	459	518	9	0
23	愛知県	7,567	647	1,883	1,551	7	63	1,636	1,772	4	4
24	三重県	1,222	526	52	295	0	11	197	141	0	0
25	滋賀県	1,814	224	429	107	1	3	754	293	0	3
26	京都府	5,158	1,865	1,397	112	19	34	845	884	2	0
27	大阪府	7,134	1,094	1,039	1,203	6	57	2,481	1,249	0	5
28	兵庫県	3,864	398	1,083	160	0	86	1,097	1,040	0	0
29	奈良県	1,331	319	384	36	0	19	458	115	0	0
30	和歌山県	1,191	259	214	38	0	9	504	167	0	0
31	鳥取県	606	148	77	63	0	4	209	105	0	0
32	島根県	1,013	327	152	165	0	15	106	240	5	3
33	岡山県	2,224	762	1,002	247	0	10	61	142	0	0
34	広島県	2,680	826	770	318	10	8	253	493	1	1
35	山口県	2,748	837	511	223	0	7	612	551	6	1
36	徳島県	683	125	74	24	0	8	330	122	0	0
37	香川県	459	24	129	27	0	7	115	157	0	0
38	愛媛県	1,772	496	260	75	0	6	580	353	2	0
39	高知県	185	90	6	4	0	0	47	36	0	2
40	福岡県	3,740	712	743	733	4	29	603	916	0	0
41	佐賀県	1,143	322	255	8	1	3	223	330	0	1
42	長崎県	2,438	440	184	362	0	9	402	1,039	0	2
43	熊本県	1,469	335	209	146	0	8	295	475	0	1
44	大分県	505	125	34	28	0	12	161	144	1	0
45	宮崎県	1,787	510	125	319	0	11	356	465	0	1
46	鹿児島県	1,494	755	111	234	0	16	146	232	0	0
47	沖縄県	1,703	461	252	119	0	0	488	383	0	0
	計	154,407	46,337	29,286	19,362	195	1,718	25,882	31,477	105	45

(4) 通級による指導を受けている児童生徒数（公立のみ）

② 中学校

(単位：名)

		計	言語障害	自閉症	情緒障害	弱視	難聴	LD	ADHD	肢体不自由	病弱・身体虚弱
1	北海道	776	154	58	196	2	14	154	198	0	0
2	青森県	137	5	18	4	0	0	64	46	0	0
3	岩手県	104	0	1	1	0	4	90	8	0	0
4	宮城県	421	0	99	17	0	0	226	78	0	1
5	秋田県	145	2	31	1	0	0	84	27	0	0
6	山形県	58	0	5	0	0	0	30	23	0	0
7	福島県	230	9	58	13	0	0	38	112	0	0
8	茨城県	306	0	12	105	3	6	123	56	0	1
9	栃木県	259	8	77	39	0	1	89	43	0	2
10	群馬県	415	2	89	110	0	7	82	125	0	0
11	埼玉県	757	19	157	313	1	7	108	147	5	0
12	千葉県	532	15	74	101	10	45	141	107	34	5
13	東京都	6,623	4	2,309	1,550	10	81	820	1,849	0	0
14	神奈川県	1,138	93	151	435	0	45	109	305	0	0
15	新潟県	532	2	125	77	0	39	131	157	0	1
16	富山県	622	1	50	8	0	0	523	38	1	1
17	石川県	226	37	29	3	0	5	129	22	1	0
18	福井県	332	7	59	34	0	0	173	54	2	3
19	山梨県	288	8	29	92	0	5	131	23	0	0
20	長野県	433	1	113	14	2	1	234	68	0	0
21	岐阜県	798	13	217	28	0	0	236	304	0	0
22	静岡県	496	0	219	12	0	12	128	123	2	0
23	愛知県	1,550	21	383	367	0	12	428	338	0	1
24	三重県	227	25	36	102	1	1	32	30	0	0
25	滋賀県	479	5	183	29	1	0	160	101	0	0
26	京都府	1,319	129	436	24	3	2	448	273	1	3
27	大阪府	1,453	35	275	362	0	28	453	298	0	2
28	兵庫県	1,234	5	342	71	0	11	495	310	0	0
29	奈良県	243	5	71	19	1	2	119	26	0	0
30	和歌山県	154	2	48	2	0	0	66	36	0	0
31	鳥取県	130	4	19	20	0	2	51	34	0	0
32	島根県	559	56	110	99	5	8	126	148	2	5
33	岡山県	119	0	66	35	0	0	8	10	0	0
34	広島県	211	4	75	9	0	0	33	90	0	0
35	山口県	578	23	139	68	0	0	216	131	0	1
36	徳島県	43	0	13	3	0	0	27	0	0	0
37	香川県	91	0	13	19	0	2	26	31	0	0
38	愛媛県	461	4	45	16	0	1	325	69	0	1
39	高知県	43	0	5	0	0	0	15	18	0	5
40	福岡県	947	61	194	221	0	4	210	256	0	1
41	佐賀県	255	2	70	6	0	0	111	66	0	0
42	長崎県	614	5	75	87	0	0	190	256	0	1
43	熊本県	265	0	35	57	0	4	99	70	0	0
44	大分県	55	0	8	2	0	2	33	10	0	0
45	宮崎県	277	2	22	59	0	6	121	67	0	0
46	鹿児島県	68	0	0	1	0	1	39	27	0	0
47	沖縄県	606	3	90	68	0	0	314	130	0	1
	計	27,609	771	6,733	4,899	39	358	7,988	6,738	48	35

(5) 通級による指導を受けている児童生徒数（公立のみ）

③ 高等学校

(単位：名)

		計	言語障害	自閉症	情緒障害	弱視	難聴	LD	ADHD	肢体不自由	病弱・身体虚弱
1	北海道	36	0	7	9	0	0	5	15	0	0
2	青森県	61	0	37	5	0	0	5	9	0	5
3	岩手県	11	1	7	1	0	0	0	2	0	0
4	宮城県	20	0	9	1	0	0	4	6	0	0
5	秋田県	13	0	7	4	0	0	0	2	0	0
6	山形県	23	0	9	2	0	0	3	9	0	0
7	福島県	6	0	2	0	0	0	1	3	0	0
8	茨城県	11	0	5	0	0	0	2	4	0	0
9	栃木県	3	0	2	0	0	0	0	1	0	0
10	群馬県	52	0	7	2	0	1	10	32	0	0
11	埼玉県	43	0	4	14	1	0	16	8	0	0
12	千葉県	39	0	10	5	0	0	7	16	1	0
13	東京都	90	0	42	2	0	0	18	28	0	0
14	神奈川県	43	0	30	0	0	0	3	10	0	0
15	新潟県	71	0	36	22	1	1	3	8	0	0
16	富山県	45	0	21	13	0	0	4	6	0	1
17	石川県	14	0	6	1	0	0	2	5	0	0
18	福井県	47	0	20	15	0	1	0	9	2	0
19	山梨県	18	0	6	4	0	1	0	7	0	0
20	長野県	17	0	13	1	1	0	1	1	0	0
21	岐阜県	40	0	15	12	0	0	0	13	0	0
22	静岡県	64	2	21	19	0	0	9	13	0	0
23	愛知県	41	2	10	13	0	1	8	7	0	0
24	三重県	22	1	6	6	0	0	3	6	0	0
25	滋賀県	4	0	2	0	0	0	0	2	0	0
26	京都府	39	0	22	1	0	2	8	5	0	1
27	大阪府	30	0	17	4	0	0	0	9	0	0
28	兵庫県	122	0	62	13	0	0	18	29	0	0
29	奈良県	15	0	13	0	0	0	1	1	0	0
30	和歌山県	29	0	14	3	0	0	9	3	0	0
31	鳥取県	23	0	10	1	0	0	2	9	0	1
32	島根県	39	2	18	1	0	4	4	10	0	0
33	岡山県	25	0	13	7	0	0	4	1	0	0
34	広島県	17	1	13	0	0	0	0	3	0	0
35	山口県	10	0	6	1	0	1	1	1	0	0
36	徳島県	17	2	4	1	0	0	2	8	0	0
37	香川県	5	0	4	1	0	0	0	0	0	0
38	愛媛県	41	1	12	0	1	0	15	12	0	0
39	高知県	31	0	10	0	0	0	4	17	0	0
40	福岡県	74	0	35	1	0	0	6	32	0	0
41	佐賀県	19	0	16	0	0	0	3	0	0	0
42	長崎県	72	0	23	11	0	0	11	27	0	0
43	熊本県	46	0	24	4	0	0	7	11	0	0
44	大分県	41	0	16	11	0	0	2	12	0	0
45	宮崎県	34	0	18	15	0	0	0	1	0	0
46	鹿児島県	27	0	11	11	0	0	1	3	0	1
47	沖縄県	33	0	14	10	0	0	6	3	0	0
	計	1,623	12	709	247	4	12	208	419	3	9

(6) 高等学校において、通級による指導が必要と判断した生徒のうち、通級による指導を行わなかった生徒数（理由別）（国公立別）

(単位：名)

国公立	課程	(1)「通級による指導」の利用を検討した生徒の数	(2)(1)のうち、中学校からの情報提供や引継ぎを受けたり、高等学校等から中学校への情報聴取を行った生徒の数	(3)「通級」による指導が必要と判断した生徒の数	(4)「通級」を行った生徒の数	(3)(1)のうち、実際に「通級による指導」を行わなかった生徒の数【理由別】							
						ア. 本人や保護者が希望しなかったため	イ. 通級による指導の担当教員の加配がつかず、巡回通級や他校通級の調整もできなかったため	ウ. 生徒の障害に対応した専門性のある担当教員がみつからなかったため	エ. 通級による指導を実施するための教室等の施設設備を整備できなかったため	オ. 校内教員等の関係者の理解が得られなかったため	カ. 特別の教育課程の編成や時間割の調整が出来なかったため	キ. その他	
国立	全日制	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公立	全日制	1,547	1,178	1,224	824	170	92	0	2	3	22	111	
	定時制	1,310	950	1,107	721	305	11	0	0	3	30	37	
	通信制	100	22	97	78	19	0	0	0	0	0	0	
	合計	2,957	2,150	2,428	1,623	494	103	0	2	6	52	148	
私立	全日制	151	92	85	48	8	12	0	0	0	5	12	
	定時制	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	通信制	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	合計	156	97	85	48	8	12	0	0	0	5	12	
小計	全日制	1,699	1,270	1,309	872	178	104	0	2	3	27	123	
	定時制	1,310	950	1,107	721	305	11	0	0	3	30	37	
	通信制	105	27	97	78	19	0	0	0	0	0	0	
	合計	3,114	2,247	2,513	1,671	502	115	0	2	6	57	160	

(7) 高等学校において、通級による指導が必要と判断した生徒のうち、通級による指導を行わなかった生徒数（理由別）（公立のみ）

(単位：名)

	(1)「通級による指導」の利用を検討した生徒の数	(2)(1)のうち、中学校からの情報提供を受けたり、高等学校等から中学校への情報聴取を行った生徒の数	(3)「通級による指導」が必要と判断した生徒の数	(R2年度からの増減値)	(4)「通級による指導」を行った生徒の数	(R2年度からの増減値)	(5)(3)のうち、実際に「通級による指導」を行わなかった生徒の数【理由別】								
							ア、本人や保護者が希望しなかったため	イ、通級による指導の担当教員の加配がつかず、巡回通級や他校通級の調整もできなかったため	ウ、生徒の障害に対応した専門性のある担当教員がみつからなかったため	エ、通級による指導を実施するための教室等の施設設備を整備できなかったため	オ、校内教員等の関係者の理解が得られなかったため	カ、特別の教育課程の編成や時間割の調整が出来なかったため	キ、その他		
1 北海道	46	12	46	7	36	4	10	10	0	0	0	0	0	0	0
2 青森県	63	56	63	27	61	31	2	0	0	0	0	0	0	1	1
3 岩手県	24	23	24	1	11	6	13	11	0	0	0	0	0	0	2
4 宮城県	36	21	27	3	20	-3	7	2	1	0	0	2	0	0	2
5 秋田県	20	7	14	-26	13	7	1	1	0	0	0	0	0	0	0
6 山形県	52	38	33	10	23	14	10	5	5	0	0	0	0	0	0
7 福島県	7	1	7	1	6	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
8 茨城県	28	27	25	-8	11	3	14	1	0	0	0	0	0	3	10
9 栃木県	4	4	4	2	3	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
10 群馬県	75	36	66	15	52	16	14	7	0	0	0	1	0	0	6
11 埼玉県	58	49	54	23	43	25	11	8	1	0	0	0	0	0	2
12 千葉県	70	39	63	18	39	24	24	12	5	0	0	0	0	2	5
13 東京都	183	118	133	42	90	76	43	25	0	0	0	3	0	0	15
14 神奈川県	77	25	75	36	43	15	32	32	0	0	0	0	0	0	0
15 新潟県	95	77	85	24	71	12	14	7	0	0	0	0	0	0	7
16 富山県	51	26	51	21	45	18	6	5	0	0	0	0	0	0	1
17 石川県	35	22	21	6	14	4	7	7	0	0	0	0	0	0	0
18 福井県	82	54	79	22	47	0	32	17	0	0	0	0	0	0	15
19 山梨県	24	24	24	12	18	7	6	6	0	0	0	0	0	0	0
20 長野県	92	87	31	9	17	3	14	1	3	0	0	0	0	8	2
21 岐阜県	161	112	140	-43	40	16	100	18	69	0	0	0	0	0	13
22 静岡県	106	47	72	-20	64	-5	8	7	0	0	0	0	0	0	1
23 愛知県	81	67	46	-27	41	12	5	0	0	0	0	0	0	5	0
24 三重県	87	79	36	-75	22	8	14	10	0	0	0	0	0	4	0
25 滋賀県	4	2	4	1	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26 京都府	45	31	45	1	39	2	6	6	0	0	0	0	0	0	0
27 大阪府	38	25	31	-88	30	7	1	1	0	0	0	0	0	0	0
28 兵庫県	386	219	341	203	122	6	219	213	1	0	0	0	0	1	4
29 奈良県	37	35	24	-25	15	2	9	0	2	0	0	0	0	0	7
30 和歌山県	52	51	44	11	29	4	15	7	0	0	0	0	0	0	8
31 鳥取県	36	26	33	14	23	8	10	10	0	0	0	0	0	0	0
32 島根県	79	70	47	-12	39	10	8	4	0	0	0	0	0	0	4
33 岡山県	31	30	28	-8	25	-10	3	3	0	0	0	0	0	0	0
34 広島県	22	19	21	4	17	2	4	4	0	0	0	0	0	0	0
35 山口県	27	22	19	2	10	1	9	9	0	0	0	0	0	0	0
36 徳島県	25	25	25	4	17	10	8	8	0	0	0	0	0	0	0
37 香川県	8	3	8	3	5	0	3	1	0	0	0	0	0	0	2
38 愛媛県	41	41	41	-4	41	-2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
39 高知県	40	39	32	-1	31	5	1	1	0	0	0	0	0	0	0
40 福岡県	86	62	82	7	74	5	8	8	0	0	0	0	0	0	0
41 佐賀県	19	19	19	1	19	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
42 長崎県	96	87	77	10	72	14	5	3	0	0	0	0	0	0	2
43 熊本県	95	94	72	2	46	10	26	14	9	0	2	0	0	0	1
44 大分県	46	46	43	8	41	6	2	2	0	0	0	0	0	0	0
45 宮崎県	53	33	47	11	34	2	13	5	7	0	0	0	0	0	1
46 鹿児島県	37	37	31	-71	27	9	4	0	0	0	0	0	0	0	4
47 沖縄県	97	83	95	-1	33	-4	62	1	0	0	0	0	0	28	33
計	2,957	2,150	2,428	152	1,623	384	805	494	103	0	2	6	52	148	

(8) 通級による指導を受けている児童生徒数（実施形態別）

(単位：名)

	計	言語障害	自閉症	情緒障害	弱視	難聴	LD	ADHD	肢体不自由	病弱・身体虚弱	
小学校	計	154,559	46,389	29,306	19,376	196	1,725	25,927	31,490	105	45
	自校通級	101,147	21,038	21,874	13,855	54	328	19,943	24,007	22	26
	他校通級	43,674	23,231	5,684	4,545	111	1,273	3,479	5,338	4	9
	巡回通級	9,738	2,120	1,748	976	31	124	2,505	2,145	79	10
中学校	計	27,649	774	6,743	4,908	39	362	7,994	6,741	50	38
	自校通級	19,311	379	4,840	3,351	11	84	5,963	4,655	6	22
	他校通級	4,730	267	1,095	1,047	23	230	817	1,235	4	12
	巡回通級	3,608	128	808	510	5	48	1,214	851	40	4
高等学校	計	1,671	12	711	270	4	12	214	425	4	19
	自校通級	1,491	9	647	261	4	6	192	349	4	19
	他校通級	47	0	21	2	0	0	4	20	0	0
	巡回通級	133	3	43	7	0	6	18	56	0	0
計	計	183,879	47,175	36,760	24,554	239	2,099	34,135	38,656	159	102
	自校通級	121,949	21,426	27,361	17,467	69	418	26,098	29,011	32	67
	他校通級	48,451	23,498	6,800	5,594	134	1,503	4,300	6,593	8	21
	巡回通級	13,479	2,251	2,599	1,493	36	178	3,737	3,052	119	14

(9) 通級による指導を受けている児童生徒数（実施形態別）（公立のみ）

① 小学校

	言語障害	自閉症	情緒障害	弱視	難聴	LD	ADHD	肢体不自由	病弱・身体虚弱	合計	(参考)R2年度
自校通級	21,016	21,859	13,845	54	325	19,903	23,998	22	26	101,048	89,417
他校通級	23,201	5,679	4,541	110	1,269	3,474	5,334	4	9	43,621	41,391
巡回通級	2,120	1,748	976	31	124	2,505	2,145	79	10	9,738	9,309
合計	46,337	29,286	19,362	195	1,718	25,882	31,477	105	45	154,407	140,117

② 中学校

	言語障害	自閉症	情緒障害	弱視	難聴	LD	ADHD	肢体不自由	病弱・身体虚弱	合計	(参考)R2年度
自校通級	379	4,838	3,348	11	84	5,959	4,653	6	22	19,300	15,341
他校通級	264	1,087	1,041	23	227	815	1,234	2	9	4,702	4,802
巡回通級	128	808	510	5	47	1,214	851	40	4	3,607	2,954
合計	771	6,733	4,899	39	358	7,988	6,738	48	35	27,609	23,097

③ 高等学校

	言語障害	自閉症	情緒障害	弱視	難聴	LD	ADHD	肢体不自由	病弱・身体虚弱	合計	(参考)R2年度
自校通級	9	645	238	4	6	186	343	3	9	1,443	1,084
他校通級	0	21	2	0	0	4	20	0	0	47	35
巡回通級	3	43	7	0	6	18	56	0	0	133	120
合計	12	709	247	4	12	208	419	3	9	1,623	1,239

(10) 通級による指導を受けている児童生徒数（指導時間別）

① 小学校

(単位：名)

	月1単位時間未満	月1単位時間	月2～3単位時間	週1単位時間	週2単位時間	週3単位時間	週4単位時間	週5単位時間	週6単位時間	週7単位時間	週8単位時間	週9単位時間以上	計
計													
言語障害				36,137	9,495	424	164	113	17	12	23	4	46,389
自閉症				16,990	10,828	867	391	141	27	9	29	24	29,306
情緒障害				10,040	8,127	564	236	255	42	10	73	29	19,376
弱視				92	49	6	36	6	6	1	0	0	196
難聴				1,161	484	15	29	13	17	1	5	0	1,725
LD	67	166	951	15,435	6,862	1,176	395	656	42	37	120	20	25,927
ADHD	149	365	1,440	17,162	10,802	877	368	226	29	15	43	14	31,490
肢体不自由				86	15	1	1	1	0	0	1	0	105
病弱・身体虚弱				30	9	3	0	1	0	0	1	1	45
計	216	531	2,391	97,133	46,671	3,933	1,620	1,412	180	85	295	92	154,559
国立													
言語障害				33	3	1	0	0	0	0	0	0	37
自閉症				13	2	0	0	2	0	0	0	0	17
情緒障害				3	3	0	0	3	0	0	0	5	14
弱視				1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
難聴				5	1	0	0	0	0	0	0	0	6
LD	0	0	0	15	6	2	1	2	0	0	0	0	26
ADHD	0	0	1	3	3	0	0	1	0	0	0	0	8
肢体不自由				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
病弱・身体虚弱				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	1	73	18	3	1	8	0	0	0	5	109
公立													
言語障害				36,092	9,490	423	163	113	17	12	23	4	46,337
自閉症				16,974	10,826	867	391	139	27	9	29	24	29,286
情緒障害				10,037	8,124	564	236	252	42	10	73	24	19,362
弱視				91	49	6	36	6	6	1	0	0	195
難聴				1,155	483	15	29	13	17	1	5	0	1,718
LD	61	166	947	15,414	6,854	1,174	393	654	42	37	120	20	25,882
ADHD	145	365	1,439	17,158	10,799	877	368	225	29	15	43	14	31,477
肢体不自由				86	15	1	1	1	0	0	1	0	105
病弱・身体虚弱				30	9	3	0	1	0	0	1	1	45
計	206	531	2,386	97,037	46,649	3,930	1,617	1,404	180	85	295	87	154,407
私立													
言語障害				12	2	0	1	0	0	0	0	0	15
自閉症				3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
情緒障害				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
弱視				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
難聴				1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
LD	6	0	4	6	2	0	1	0	0	0	0	0	19
ADHD	4	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	5
肢体不自由				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
病弱・身体虚弱				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	10	0	4	23	4	0	2	0	0	0	0	0	43

(10) 通級による指導を受けている児童生徒数(指導時間別)

② 中学校

(単位:名)

	月1単位時間未満	月1単位時間	月2~3単位時間	週1単位時間	週2単位時間	週3単位時間	週4単位時間	週5単位時間	週6単位時間	週7単位時間	週8単位時間	週9単位時間以上	計
計				621	107	21	10	10	1	1	2	1	774
言語障害													
自閉症				4,765	1,685	134	85	38	13	3	16	4	6,743
情緒障害				3,204	1,429	99	61	48	30	11	17	9	4,908
弱視				26	9	2	2	0	0	0	0	0	39
難聴				266	40	9	3	1	1	2	29	11	362
LD	55	133	313	5,124	1,766	269	208	37	22	15	47	5	7,994
ADHD	118	204	413	4,044	1,653	150	98	23	12	6	18	2	6,741
肢体不自由				42	6	0	0	0	0	0	0	2	50
病弱・身体虚弱				24	5	5	0	0	0	0	1	3	38
計	173	337	726	18,116	6,700	689	467	157	79	38	130	37	27,649
国立													
言語障害				1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
自閉症				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
情緒障害				1	0	1	1	0	0	0	1	4	4
弱視				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
難聴				1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
LD	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ADHD	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
肢体不自由				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
病弱・身体虚弱				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	4	1	1	1	0	0	0	0	1	8
公立													
言語障害				618	107	21	10	10	1	1	2	1	771
自閉症				4,758	1,685	134	85	36	13	3	16	3	6,733
情緒障害				3,199	1,429	97	60	48	30	11	17	8	4,899
弱視				26	9	2	2	0	0	0	0	0	39
難聴				262	40	9	3	1	1	2	29	11	358
LD	55	133	313	5,123	1,766	268	207	37	22	15	47	2	7,988
ADHD	117	204	413	4,044	1,652	150	98	23	12	6	18	1	6,738
肢体不自由				42	6	0	0	0	0	0	0	0	48
病弱・身体虚弱				23	5	4	0	0	0	0	1	2	35
計	172	337	726	18,095	6,699	685	465	155	79	38	130	28	27,609
私立													
言語障害				2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
自閉症				7	0	0	0	2	0	0	0	1	10
情緒障害				4	0	1	0	0	0	0	0	0	5
弱視				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
難聴				3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
LD	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	3	5
ADHD	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
肢体不自由				0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
病弱・身体虚弱				1	0	1	0	0	0	0	0	1	3
計	1	0	0	17	0	3	1	2	0	0	0	8	32

(10) 通級による指導を受けている児童生徒数(指導時間別)

③ 高等学校

(単位:名)

	月1単位時間未満	月1単位時間	月2~3単位時間	週1単位時間	週2単位時間	週3単位時間	週4単位時間	週5単位時間	週6単位時間	週7単位時間	週8単位時間以上	計			
計				7	4	1	0	0	0	0	0	12			
言語障害				404	290	8	7	0	1	0	1	711			
自閉症				124	124	4	5	0	4	6	3	270			
情緒障害				1	2	1	0	0	0	0	0	4			
弱視				10	2	0	0	0	0	0	0	12			
難聴	6	3	11	114	68	6	3	0	2	1	0	214			
LD	16	14	44	186	152	3	6	0	0	1	3	425			
ADHD				1	2	0	0	0	0	0	1	4			
肢体不自由				8	2	3	1	0	0	1	4	19			
病弱・身体虚弱				22	17	55	855	646	26	22	0	7	9	12	1,671
計				0	0	0	0	0	0	0	0	0			
国立				0	0	0	0	0	0	0	0	0			
言語障害				0	0	0	0	0	0	0	0	0			
自閉症				0	0	0	0	0	0	0	0	0			
情緒障害				0	0	0	0	0	0	0	0	0			
弱視				0	0	0	0	0	0	0	0	0			
難聴				0	0	0	0	0	0	0	0	0			
LD	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
ADHD				0	0	0	0	0	0	0	0	0			
肢体不自由				0	0	0	0	0	0	0	0	0			
病弱・身体虚弱				0	0	0	0	0	0	0	0	0			
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
公立				7	4	1	0	0	0	0	0	12			
言語障害				404	290	7	7	0	1	0	0	709			
自閉症				118	124	3	1	0	1	0	0	247			
情緒障害				1	2	1	0	0	0	0	0	4			
弱視				10	2	0	0	0	0	0	0	12			
難聴	6	3	11	113	68	4	1	0	2	0	0	208			
LD	16	14	44	186	152	3	4	0	0	0	0	419			
ADHD				1	2	0	0	0	0	0	0	3			
肢体不自由				7	2	0	0	0	0	0	0	9			
病弱・身体虚弱				22	17	55	847	646	19	13	0	4	0	0	1,623
計				0	0	0	0	0	0	0	0	0			
私立				0	0	0	0	0	0	0	0	0			
言語障害				0	0	1	0	0	0	0	1	2			
自閉症				6	0	1	4	0	3	6	3	23			
情緒障害				0	0	0	0	0	0	0	0	0			
弱視				0	0	0	0	0	0	0	0	0			
難聴				0	0	0	0	0	0	0	0	0			
LD	0	0	0	1	0	2	2	0	0	1	0	6			
ADHD				0	0	0	2	0	0	1	3	6			
肢体不自由				0	0	0	0	0	0	0	1	1			
病弱・身体虚弱				1	0	3	1	0	0	1	4	10			
計	0	0	0	8	0	7	9	0	3	9	12	48			

(11) 高等学校の通級担当教員の数等

		担当教員数	勤務日数(平均)	指導実施生徒数(平均)(人)(※1)	週当たりの指導時数合計(コマ)(担当教員当たりの平均)(※1)
1	北海道	7	5.0	7.9	7.9
2	青森県	24	5.0	3.5	4.1
3	岩手県	7	5.0	2.7	10.4
4	宮城県	7	4.9	3.4	4.6
5	秋田県	6	5.0	2.2	2.7
6	山形県	30	5.0	3.0	5.0
7	福島県	2	5.0	3.0	3.0
8	茨城県	8	3.5	3.3	3.3
9	栃木県	2	5.0	2.5	2.5
10	群馬県	9	4.4	3.9	4.0
11	埼玉県	17	5.0	3.9	3.9
12	千葉県	11	5.0	3.1	3.2
13	東京都	51	4.9	2.1	2.0
14	神奈川県	20	5.0	4.3	5.8
15	新潟県	17	5.0	8.1	11.4
16	富山県	4	5.0	8.0	11.0
17	石川県	6	5.0	4.0	4.0
18	福井県	10	5.0	5.7	7.1
19	山梨県	11	5.0	3.5	7.1
20	長野県	6	5.0	4.3	6.2
21	岐阜県	9	5.0	7.0	14.7
22	静岡県	30	5.0	2.3	2.4
23	愛知県	19	5.0	3.3	5.2
24	三重県	6	4.7	8.5	15.0
25	滋賀県	1	5.0	4.0	4.0
26	京都府	28	5.0	3.3	4.0
27	大阪府	19	5.0	5.5	6.8
28	兵庫県	42	4.0	4.0	5.5
29	奈良県	4	3.8	4.3	4.3
30	和歌山県	8	3.8	5.0	5.8
31	鳥取県	15	4.2	3.9	5.0
32	島根県	13	5.0	3.6	5.8
33	岡山県	8	4.8	6.0	8.5
34	広島県	5	5.0	2.8	2.8
35	山口県	6	4.3	1.5	2.7
36	徳島県	12	5.0	1.3	2.3
37	香川県	3	5.0	1.7	1.7
38	愛媛県	6	5.0	6.2	7.0
39	高知県	10	4.7	3.8	5.0
40	福岡県	14	5.1	4.3	5.5
41	佐賀県	6	5.0	4.0	5.0
42	長崎県	12	5.0	7.5	9.8
43	熊本県	7	5.0	6.0	6.9
44	大分県	6	5.0	13.3	25.2
45	宮崎県	29	5.0	2.6	3.9
46	鹿児島県	5	5.0	6.2	7.2
47	沖縄県	8	5.0	12.8	13.0
	計	586	平均 4.8	4.6	6.3

(※1)令和4年10月3日の週 or 17日の週 or 24日の週のいずれか1週間のうち、学校が学校行事等が可能な限りない判断した期間の指導実施生徒数及びコマ数。

通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果 (概要)

令和4年12月
文部科学省初等中等教育局
特別支援教育課

通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について



<調査概要>

調査目的	本調査により、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態と支援の状況を明らかにし、今後の施策の在り方等の検討の基礎資料とすることを目的。
調査対象地域・学校等	全国の公立の小学校・中学校・高等学校の通常の学級に在籍する児童生徒 ※高等学校は全日制又は定時制に在籍する1～3年生を対象 ・学校を市郡規模と学校規模で層化し、小学校・中学校・高等学校それぞれ600校を抽出 ・抽出された学校の各学年において、1学級を無作為抽出 ・抽出された学級において、原則、小学校・中学校においては10名（男女それぞれ5名ずつ）、高等学校は20名(男女それぞれ10名ずつ)を無作為抽出
回収数及び回収率	対象児童生徒数88,516人（小学校：35,963人，中学校：17,988人，高等学校：34,565人）のうち、74,919人回収（回収率 84.6%）
調査回答者等	調査対象の学級担任等が記入し、特別支援教育コーディネーター又は教頭（副校長）のいずれかによる確認の後、校長の了解の下で回答。（学級担任等が判断に迷う場合には校内委員会や教務主任・教科担任などに相談可能）
質問項目	I. 児童生徒の困難の状況 学習面（「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」） 行動面（「不注意」「多動性-衝動性」「対人関係やこだわり等」） II. 児童生徒の受けている支援の状況
「I. 児童生徒の困難の状況」の基準	①学習面 <小学校> 「聞く」「話す」等の6つの領域(各領域5つの設問)のうち、少なくとも一つの領域で該当項目が12ポイント以上をカウント。 <中学校・高等学校> 「聞く」「話す」等の6つの領域のうち、少なくとも一つの領域で12ポイント(*1)もしくは15ポイント(*2)以上をカウント。 *1 「聞く」「話す」「読む」「計算する」の4つの領域(各領域5つの設問) *2 「書く」「推論する」の2つの領域(各領域6つの設問) ②行動面（「不注意」「多動性-衝動性」） 奇数番目の設問群（「不注意」）または偶数番目の設問群（「多動性-衝動性」）の少なくとも一つの群で該当する項目が6ポイント以上をカウント。ただし、回答の0、1点を0ポイント、2、3点を1ポイントにして計算。 ③行動面（「対人関係やこだわり等」） 該当する項目が22ポイント以上をカウント。

<調査結果>

質問項目に対して学級担任等が回答した内容から、知的発達に遅れはないものの

- 「**学習面又は行動面で著しい困難を示す**」とされた児童生徒数の割合
- 「学習面で著しい困難を示す」とされた児童生徒数の割合
- 「行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒数の割合
- 「学習面と行動面ともに著しい困難を示す」とされた児童生徒数の割合 等

調査結果報告はこちら



https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/2022/1421569_00005.htm

※ 本調査は、学級担任等による回答に基づくもので、発達障害の専門家チームによる判断や医師による診断によるものではない。従って、本調査の結果は、発達障害のある児童生徒数の割合を示すものではなく、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合を示すことに留意する必要がある。

通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について

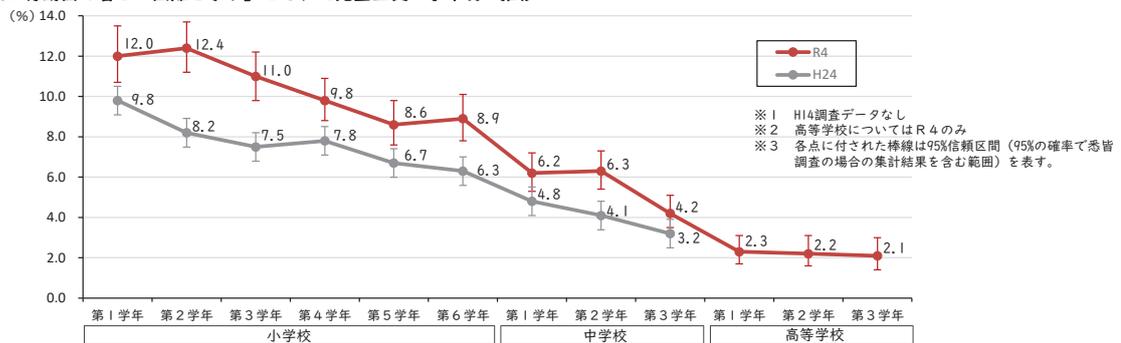


I. 児童生徒の困難の状況 (平成14年・平成24年調査と対象地域や一部質問項目等が異なるため、単純比較することはできないことに留意)

令和4年	小学校・中学校	高等学校 ^{※1}	(参考) 過去の調査結果 ^{※2}	H24	H14
学習面又は行動面で著しい困難を示す	8.8%	2.2%	学習面又は行動面で著しい困難を示す	6.5%	6.3%
学習面で著しい困難を示す	6.5%	1.3%	学習面で著しい困難を示す	4.5%	4.5%
「聞く」又は「話す」に著しい困難を示す	2.5%	0.5%	「聞く」又は「話す」に著しい困難を示す	1.7%	1.1%
「読む」又は「書く」に著しい困難を示す	3.5%	0.6%	「読む」又は「書く」に著しい困難を示す	2.4%	2.5%
「計算する」又は「推論する」に著しい困難を示す	3.4%	0.6%	「計算する」又は「推論する」に著しい困難を示す	2.3%	2.8%
行動面で著しい困難を示す	4.7%	1.4%	行動面で著しい困難を示す	3.6%	2.9%
「不注意」又は「多動性-衝動性」の問題を著しく示す	4.0%	1.0%	「不注意」又は「多動性-衝動性」の問題を著しく示す	3.1%	2.5%
「不注意」の問題を著しく示す	3.6%	0.9%	「不注意」の問題を著しく示す	2.7%	1.1%
「多動性-衝動性」の問題を著しく示す	1.6%	0.2%	「多動性-衝動性」の問題を著しく示す	1.4%	2.3%
「対人関係やこだわり等」の問題を著しく示す	1.7%	0.5%	「対人関係やこだわり等」の問題を著しく示す	1.1%	0.8%
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	2.3%	0.5%	学習面と行動面ともに著しい困難を示す	1.6%	1.2%

※1 高等学校については、令和4年のみ ※2 平成14年調査及び平成24年調査結果は、小学校・中学校のデータ

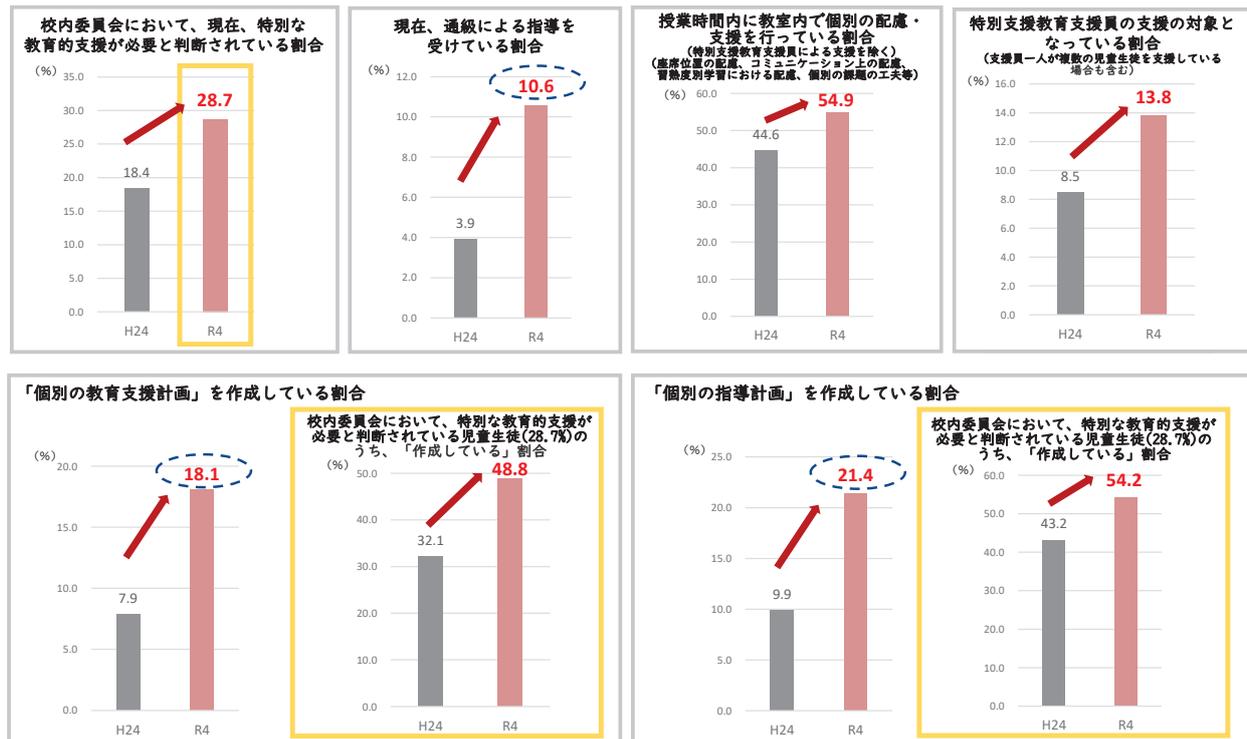
< 「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒の学年別の推移 >



通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について



II. 質問項目に対して学級担任等が回答した内容から「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒(小学校・中学校: 8.8%)の受けている支援の状況 (平成14年調査では調査していないためデータなし)



通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について



<有識者会議における本調査結果に対する考察>

【「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について」(令和4年12月13日)より抜粋】

「Ⅰ. 児童生徒の困難の状況」について

- 平成24年に行った調査と学校・児童生徒の抽出方法は同じである。対象地域や一部質問項目等が異なるため単純比較はできないものの、今回の調査結果は平成24年に行った調査結果と比べて、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒数の割合が増えているが、前回の調査から10年で義務教育段階において通級による指導を受ける児童生徒の数が約2.5倍になっていることを踏まえると、驚く数字ではないものと考えられる。
- 繰り返しにはなるが、本調査は、発達障害のある児童生徒数の割合や知的発達に遅れがある児童生徒数の割合を推定する調査ではなく、学習面や行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒数の割合を推定している調査である。増加の理由を特定することは困難であるが、通常の学級の担任を含む教師や保護者の特別支援教育に関する理解が進み、今まで見過ごされてきた困難のある子供たちにより目を向けるようになったことが一つの理由として考えられる。そのほか、子供たちの生活習慣や取り巻く環境の変化により、普段から1日1時間以上テレビゲームをする児童生徒数の割合が増加傾向にあることや新聞を読んでいる児童生徒数の割合が減少傾向にあることなど言葉や文字に触れる機会が減少していること、インターネットやスマートフォンが身近になったことなど対面での会話が減少傾向にあることや体験活動の減少などの影響も可能性として考えられる。
- 学校種別に学年間の比較をすると、小学校、中学校ともそれぞれ学年が上がるにつれて、学習面、各行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒数の割合は低くなる傾向にある。著しい困難を示すとされた児童生徒数の割合は、学年が上がるにつれて小さくなる傾向が学習面において特に顕著である。
- 中学校第1学年は、小学校第6学年と比較すると、学習面、各行動面それぞれで割合が大きく減少している。このことは、当該生徒に関する個別の教育支援計画等の活用や効果的な引継ぎが十分にされていないため、必要な情報が蓄積されていないことや、中学校において通級による指導の設置があまり進んでいないため、生徒の実態について参考となる情報が得られにくいことなど関係しているのではないかと考えられる。また、学級担任制から教科担任制になることで、学習面や行動面に関する観察等が主に担当する教科等での指導が中心となることで該当する行動が観察・発見されにくくなったこととも関係しているのではないかと考えられる。さらに、中学校第3学年になると、中学校第2学年と比較して、学習面、各行動面それぞれで割合の減少幅が大きい。これは、前回の調査結果と同様の傾向となっている。
- 高等学校においては、学習面、各行動面それぞれにおいて、高等学校第1学年と中学校第3学年を比較するとさらに減少しており、高等学校第1学年から高等学校第3学年にかけて割合はほぼ横ばいである。高等学校については、高校入学に際して入学者選抜が実施されていることや全日制・定時制・通信制といった課程がある。そして、特色ある学科(普通科・専門学科・総合学科)が設置されており、多様な入学動機や進路希望など様々な背景をもつ生徒に対応できる現状が本調査の高等学校の結果と関係しているのではないかと考えられる。そのため、小学校・中学校と高等学校は切り分けて考える必要がある。

通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について



<有識者会議における本調査結果に対する考察>

【「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について」(令和4年12月13日)より抜粋】

「Ⅱ. 児童生徒の受けている支援の状況」について

- 学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒のうち、校内委員会において特別な教育的支援が必要と判断されていない児童生徒については、そもそも校内委員会での検討自体がなされていないことが考えられる。そのため、校内委員会が効果的に運用されていないなど、学校全体で取り組めていない状況が見受けられる。管理職によるリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターを核として全教職員で特別な教育的支援を必要としている児童生徒に対して必要な支援がなされるよう校内支援体制の構築と充実を図るとともに、それを支えるための仕組みについても検討する必要がある。
- 学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の通級による指導を受けている割合は、通級による指導を受けている児童生徒の増加にも表れているとおり、小学校・中学校においては推定値10.6%となっており、通級による指導を受ける機会の充実が図られていると考えられるが、高等学校においては推定値5.6%となっており、高等学校における通級による指導の充実を図る必要がある。
- 「『個別の教育支援計画』を作成しているか」という設問に対しては、「作成している」との回答が推定値18.1%(高等学校:推定値10.5%)、「『個別の指導計画』を作成しているか」という設問に対しては、「作成している」との回答が推定値21.4%(高等学校:10.8%)となっており、通級による指導を受けている児童生徒数の割合よりも高くなっている。このことから、国において小学校学習指導要領等の改訂や個別の教育支援計画の作成や関係機関との情報共有等に関して平成30年に学校教育法施行規則を改正等を行ったことにより、個別の教育支援計画等の作成に関する意識が高まっていることや意義の重要性について理解が広がっているという状況が伺える。
- 「授業時間内に教室内で個別の配慮・支援を行っているか(特別支援教育支援員による支援を除く)」という設問に対しては、「行っている」との回答が推定値54.9%(高等学校:推定値18.2%)となっており、個別の配慮・支援について、校内委員会等で検討するなど学校全体の取組としてさらに進めていく必要がある。
- 福祉機関等の外部機関との連携については、実施している学校はあるものの、まだまだ十分とは言えない状況であることが伺える。地域により外部機関等の資源の差はあるが、必要な時に支援を得るためには学校が外部機関等の情報を把握しておくことが大切であり、これらの情報を活用して外部機関等に教員が相談しやすい体制を整備するなど校内で資源の活用方法を考えておくことが必要である。また、地域の実情に応じた連携の工夫や取り方などについて自治体が十分に周知するなどの工夫も必要である。

令和4年度学校における医療的ケア に関する実態調査結果(概要)

令和5年3月
文部科学省初等中等教育局
特別支援教育課

令和4年度学校における医療的ケアに関する実態調査

○ 目次



1. 調査概要
2. 医療的ケアが必要な幼児児童生徒の数
3. 学校で実施されている医療的ケアの項目
4. 学校において医療的ケアを実施する看護師等の数
5. 保護者等の付添いの状況
6. 医療的ケア児の通学方法

(参考1)国立・公立(都道府県別)・私立(株立学校含む)別の集計結果

(参考2)医療的ケアに関する推移

1. 調査概要

(1) 調査目的

学校における医療的ケアに関する実態について把握し、関連施策の推進を図る。

(2) 調査時点

令和4年5月1日現在他

(3) 調査項目

① 学校用調査

- ・ 医療的ケアが必要な幼児児童生徒の数
- ・ 医療的ケア看護職員の数(国立・私立(株式会社立含む)のみ)
- ・ 学校において医療的ケアを実施する者(医療的ケア看護職員を除く)の数
- ・ 学校において付添いをしている保護者等の状況(令和4年始業から夏休み前までの状況)
- ・ 学校において医療的ケアが必要な幼児児童生徒の通学(園)方法(令和4年始業から夏休み前までの状況)

② 教育委員会用調査

- ・ 医療的ケア看護職員の数(公立学校分)

※①、②ともに、特段調査時点の明記がない項目は令和4年5月1日現在

(5) 調査対象

① 学校用調査

国公立の幼稚園(幼稚園型認定こども園含む)、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校

(回答学校数)

- ・ 幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む.): 8,661園
- ・ 小学校: 18,936校
- ・ 中学校: 9,903校
- ・ 義務教育学校: 178校
- ・ 高等学校: 4,827校
- ・ 中等教育学校: 55校
- ・ 特別支援学校: 1,168校

※ 休校(休園)等により令和4年5月1日時点で在学者がいない学校は回答学校数から除いている。

② 教育委員会用調査

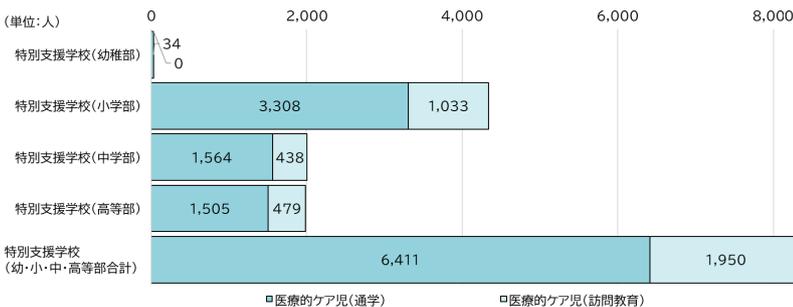
教育委員会

(回答教育委員会数)

- ・ 都道府県教育委員会: 47
- ・ 市町村教育委員会(特別区、地方公共団体の組合に置かれる教育委員会を含む): 1,768

2. 医療的ケアが必要な幼児児童生徒の数

・ 特別支援学校に在籍する医療的ケア児の数

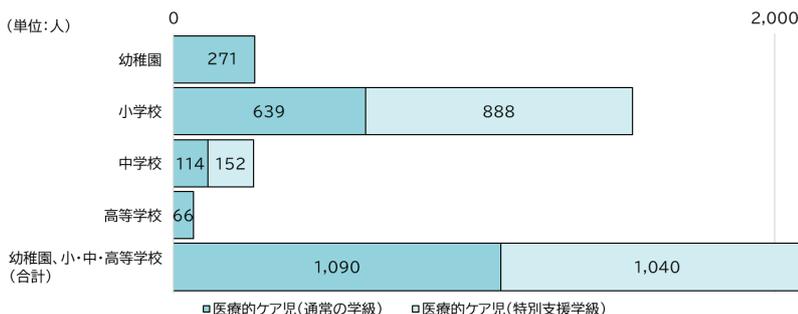


8,361人 (R3 8,485人)

学部	通学・訪問教育の別	国立	公立	私立	計
幼稚園部	通学	0	33	1	34
	訪問教育	0	0	0	0
小学部	通学	8	3,300	0	3,308
	訪問教育	0	1,033	0	1,033
中学部	通学	2	1,562	0	1,564
	訪問教育	0	438	0	438
高等部	通学	1	1,504	0	1,505
	訪問教育	0	479	0	479
計	通学	11	6,399	1	6,411
	訪問教育	0	1,950	0	1,950
	計	11	8,349	1	8,361

(参考) 医療的ケア児が在籍する特別支援学校 688校

・ 幼稚園、小・中・高等学校に在籍する医療的ケア児の数



2,130人 (R3 1,783人)

学校種	通常の学級・特別支援学級の別	国立	公立	私立	計
幼稚園	通常の学級	1	104	166	271
	特別支援学級	0	0	0	0
小学校	通常の学級	3	625	11	639
	特別支援学級	0	888	0	888
中学校	通常の学級	1	104	9	114
	特別支援学級	0	152	0	152
高等学校	通常の学級	0	33	33	66
	特別支援学級	0	0	0	0
計	通常の学級	5	866	219	1,090
	特別支援学級	0	1,040	0	1,040
	計	5	1,906	219	2,130

(参考) 医療的ケア児が在籍する幼稚園 253園
小学校 1,333校
中学校 240校
高等学校 52校

※ 義務教育学校は、前期課程に在籍している場合は小学校、後期課程に在籍している場合は中学校に計上しているため、学校数は重複計上。

※ 令和3年度の数値は、令和3年5月1日時点の数値。

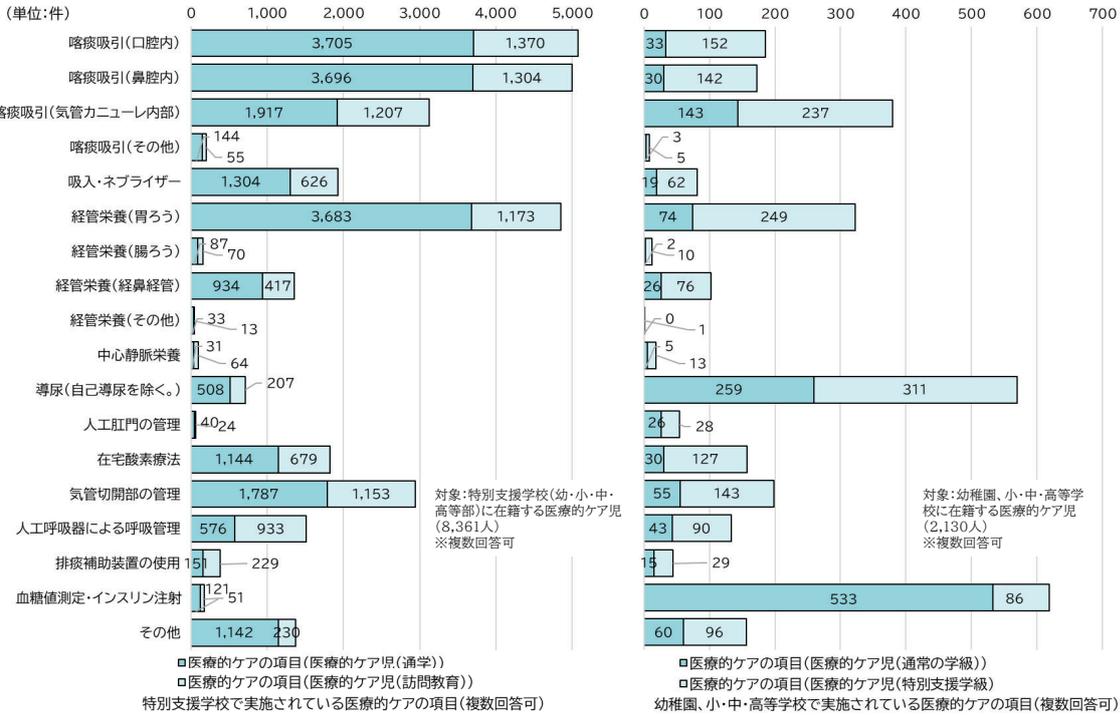
※ 本調査における「医療的ケア」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に必要とされる医療行為を指し、「医療的ケア児」とは、①看護師・認定特定行為業務従事者・保護者等が医療的ケアを行っている医療的ケア児

②医療的ケアは医療的ケア児本人が行っている看護師が見守りや助言等を行っている医療的ケア児を対象とし、看護師の見守りや助言等なく自ら医療的ケアを実施している医療的ケア児は除く。

令和4年度学校における医療的ケアに関する実態調査
4. 学校で実施されている医療的ケアの項目



- 特別支援学校において実施されている医療的ケアは、延べ30,808件であり、行為別にみると、喀痰吸引(口腔内)5,075件、喀痰吸引(鼻腔内)5,000件、経管栄養(胃ろう)4,856件、喀痰吸引(気管カニューレ内部)3,124件の順に多い。
- 幼稚園、小・中・高等学校において実施されている医療的ケアは、延べ3,213件であり、行為別にみると、血糖値測定・インスリン注射619件、導尿570件、喀痰吸引(気管カニューレ内部)380件、経管栄養(胃ろう)323件の順に多い。



令和4年度学校における医療的ケアに関する実態調査
3. 学校において医療的ケアを実施する看護師等の数



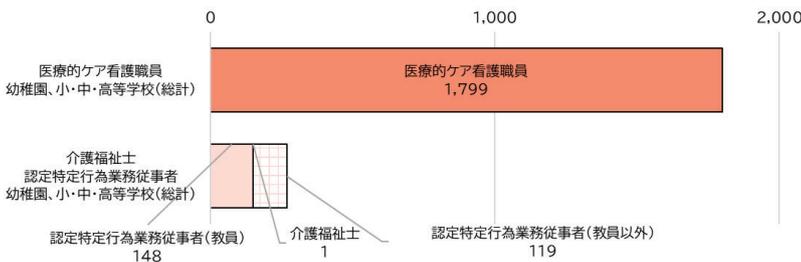
- 特別支援学校における医療的ケア看護職員、介護福祉士・認定特定行為業務従事者の数 **7,169人** (R3 7,218人)



週当たりの所定労働時間(※1)	医療的ケア看護職員の数		
	直接雇用 常勤	直接雇用 非常勤	外部委託(※2)
19時間25分未満	0	1,022	144
19時間25分以上	0	105	0
23時間15分未満	0	1,090	68
23時間15分以上	0	112	4
31時間00分未満	0	112	4
31時間00分以上	0	22	17
37時間30分未満	329	22	17
37時間30分以上	329	22	17
計	329	2,351	233

※1 直接雇用: 就労規則によって定められる週の所定労働時間(始業時間から終業時間までの時間から所定の休憩時間を除いた時間)を回答。
外部委託: 委託契約書等によって定められている週の業務委託時間(委託契約書等に時間数の定めがない場合は任意の一週間の平均業務委託時間)を回答。
※2 委託契約書等によって定められている人数を回答。

- 幼稚園、小・中・高等学校における医療的ケア看護職員、介護福祉士・認定特定行為業務従事者の数 **2,067人** (R3 2,023人)



週当たりの所定労働時間(※1)	医療的ケア看護職員の数		
	直接雇用 常勤	直接雇用 非常勤	外部委託(※2)
19時間25分未満	0	565	338
19時間25分以上	1	124	20
23時間15分未満	0	378	62
23時間15分以上	0	205	38
31時間00分未満	0	205	38
31時間00分以上	0	20	5
37時間30分未満	43	20	5
37時間30分以上	43	20	5
計	44	1,292	463

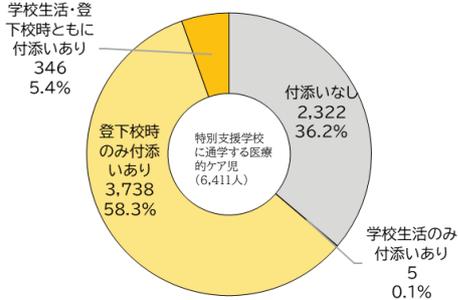
※ 本調査における「看護師」とは、看護師、保健師、助産師、准看護師を指す。
※ 看護師のうち、教育委員会等に配置され、特別支援学校を含む域内の学校を巡回している者は、特別支援学校に計上。
※ 看護師の数は、令和3年度調査は国公立ともに各学校が回答しているが、令和4年度は国私立は各学校が回答し、公立は教育委員会が設置する学校園の状況を回答している。

5-1. 特別支援学校における保護者等の付添いの状況



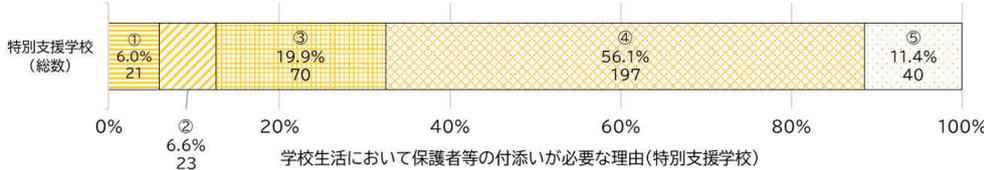
- 特別支援学校に通学する医療的ケア児(6,411人)のうち、
 - 学校生活で保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数 **351人 (5.5%)**
 - 登下校のみ保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数 **3,738人 (58.3%)**
 - 保護者等が付添いを行っていない医療的ケア児の数 **2,322人 (36.2%)**

保護者等が付添いを行っている医療的ケア児の数 (特別支援学校)(単位:人)



特別支援学校(学部別)	付添いなし	学校生活のみ付添いあり	登下校時のみ付添いあり	学校生活・登下校時ともに付添いあり
特別支援学校(幼稚園)	2 (5.9%)	22 (64.7%)	10 (29.4%)	0
特別支援学校(小学校)	1,101 (33.3%)	2 (0.1%)	1,983 (59.9%)	222 (6.7%)
特別支援学校(中学校)	617 (39.5%)	1 (0.1%)	891 (57.0%)	55 (3.5%)
特別支援学校(高等学校)	602 (40.0%)	4 (0.1%)	842 (55.9%)	59 (3.9%)

- 学校生活で保護者等が付添いを行っている医療的ケア児(351人)の付添いが必要な理由として、「**医療的ケア看護職員や認定特定行為業務事業者はいるが、学校・教育委員会が希望しているため**」197件(56.1%)が最も多く、その他の理由としては、「**健康状態が不安定**」などがある。



- 「看護師が配置されていない」及び「認定特定行為業務従事者がいない」ため
- 医療的ケア看護職員又は認定特定行為業務事業者はいるが、一部対応できない時間帯・曜日等があるため
- 看護師や認定特定行為業務事業者はいるが、保護者が希望しているため
- 医療的ケア看護職員や認定特定行為業務事業者はいるが、学校・教育委員会が希望しているため(ガイドライン等で定めている場合も含む。)
- その他

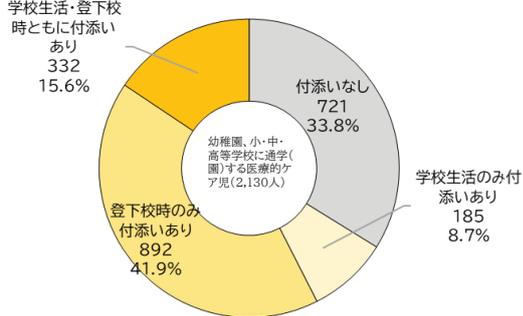
※ 本調査における「保護者等」とは、「親権を行う者、未成年後見人その他の者で、幼児児童生徒を現に監護する者、または、祖父母等の関係者であって保護者の依頼を受けた者」を指す。
 ※ 本調査は、令和4年度始業から夏休み前までの間において、医療的ケアを行うために日常的に行っている付添いの状況を回答するものであり、「日常的」とは、ある程度の日数にわたり定期的に行われるものを指す。例えば、毎日又は毎週決まった曜日に一定時間付き添う場合は本調査における「付添い」に含むが、新入学や転入学時のほか、夏休みなどの長期休業や長期の入院後はじめて登校する際など、保護者等から学校に必要な情報の引継ぎを要する場合の保護者等の付添いは除く。

5-2. 幼稚園、小・中・高等学校における保護者等の付添いの状況



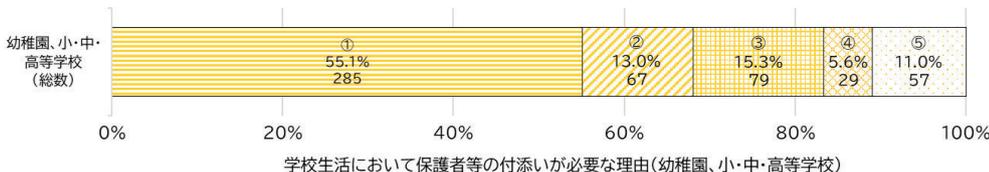
- 幼稚園、小・中・高等学校に通学(園)する医療的ケア児(2,130人)のうち、
 - 学校生活で保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数 **517人 (24.3%)**
 - 登下校のみ保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数 **892人 (41.9%)**
 - 保護者等が付添いを行っていない医療的ケア児の数 **721人 (33.8%)**

保護者等による付添いの状況 (幼稚園、小・中・高等学校)



学校種別	付添いなし	学校生活のみ付添いあり	登下校時のみ付添いあり	学校生活・登下校時ともに付添いあり
幼稚園	48 (17.7%)	39 (14.4%)	93 (34.3%)	91 (33.6%)
小学校	504 (33.0%)	137 (9.0%)	686 (44.9%)	200 (13.1%)
中学校	128 (48.1%)	8 (3.0%)	100 (37.6%)	30 (11.3%)
高等学校	41 (62.1%)	1 (1.5%)	13 (19.7%)	11 (16.7%)

- 学校生活で保護者等が付添いを行っている医療的ケア児(517人)の付添いが必要な理由として、「**医療的ケア看護職員が配置されていない又は認定特定行為業務従事者がいないため**」285件(55.1%)が最も多く、その他の理由としては、「**保護者が看護師の配置を希望せず、自身で医療的ケアを行うことを希望しているため**」などがある。

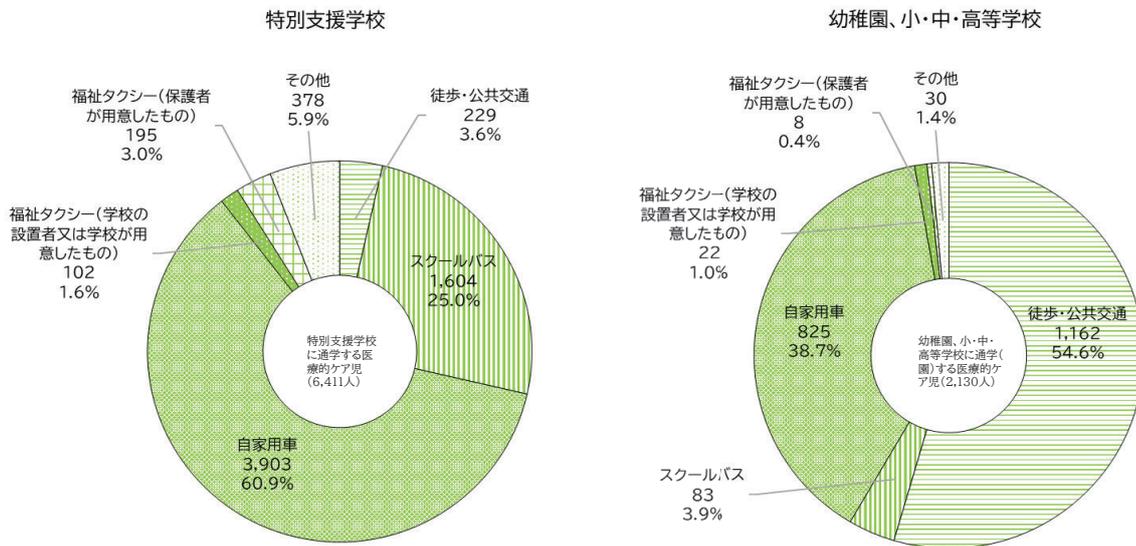


- 「看護師が配置されていない」及び「認定特定行為業務従事者がいない」ため
- 医療的ケア看護職員又は認定特定行為業務事業者はいるが、一部対応できない時間帯・曜日等があるため
- 看護師や認定特定行為業務事業者はいるが、保護者が希望しているため
- 医療的ケア看護職員や認定特定行為業務事業者はいるが、学校・教育委員会が希望しているため(ガイドライン等で定めている場合も含む。)
- その他

※ 本調査における「保護者等」とは、「親権を行う者、未成年後見人その他の者で、幼児児童生徒を現に監護する者、または、祖父母等の関係者であって保護者の依頼を受けた者」を指す。
 ※ 本調査は、令和4年度始業から夏休み前までの間において、医療的ケアを行うために日常的に行っている付添いの状況を回答するものであり、「日常的」とは、ある程度の日数にわたり定期的に行われるものを指す。例えば、毎日又は毎週決まった曜日に一定時間付き添う場合は本調査における「付添い」に含むが、新入学や転入学時のほか、夏休みなどの長期休業や長期の入院後はじめて登校する際など、保護者等から学校に必要な情報の引継ぎを要する場合の保護者等の付添いは除く。

6. 医療的ケア児の通学方法等

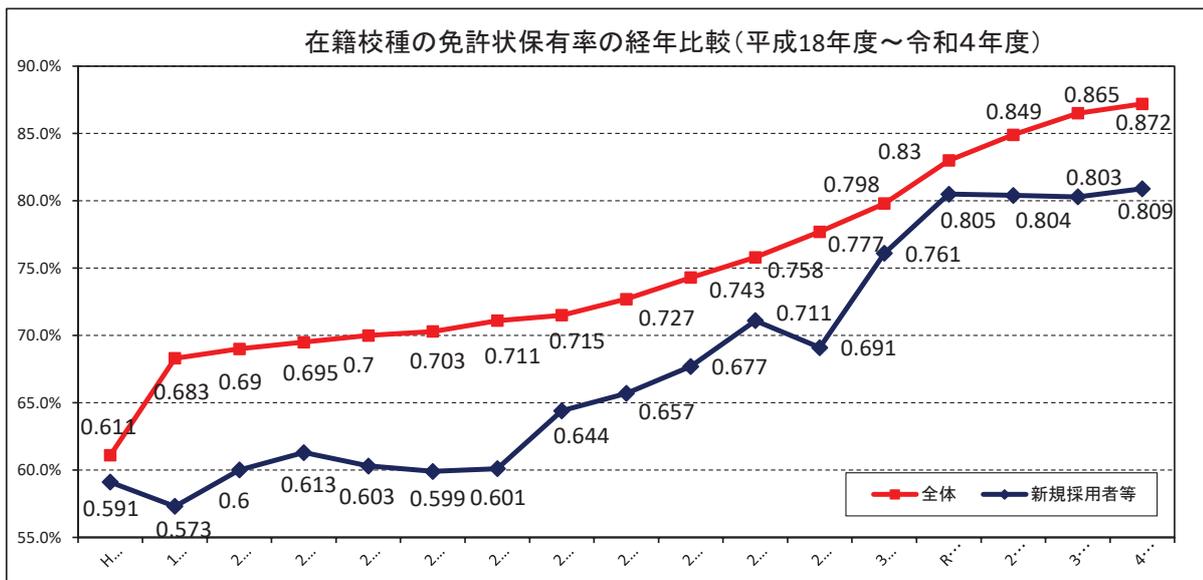
- 特別支援学校への通学方法は**自家用車(60.9%)**、**スクールバス(25.0%)**の順で割合が高い。
- 幼稚園、小・中・高等学校への通学方法は**徒歩・公共交通機関(54.6%)**、**自家用車(38.7%)**の順で割合が高い。



※本調査は、令和4年度始業から夏休みまでの間において最も頻度の高い交通手段を回答するものであり、普段、登校時と下校時とで通学(園)方法が異なる場合は、登校時の通学(園)方法を計上する。

特別支援学校教諭等免許状の保有状況

特別支援学校における在籍校種の免許状保有率の経年比較



18年度の全体及び新規採用者の数値は、在籍校種の免許状保有者の割合を示す。平成19年度～令和3年度は、いずれの数値も「当該障害種の免許状保有者」と「自立教科等の免許状保有者(当該障害種)」を合わせた割合を示す。

(全体)

令和4年5月1日現在

項目 障害種	特別支援学校教諭等 免許状保有者						特別支援学校教諭等 非免許状保有者						合計 人数 (人)
	当該障害種		自立教科等 (当該障害種)		合計		他障害種		自立教科等 (他障害種)		その他		
	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	
視覚障害教育	1,193	47.1%	466	18.4%	1,659	65.5%	695	27.4%	10	0.4%	169	6.7%	2,533
聴覚障害教育	2,224	60.5%	20	0.5%	2,244	61.0%	1,083	29.5%	4	0.1%	345	9.4%	3,676
知的障害教育	44,763	90.1%	26	0.1%	44,789	90.2%	253	0.5%	8	0.0%	4,607	9.3%	49,657
肢体不自由教育	11,199	87.6%	119	0.9%	11,318	88.6%	391	3.1%	8	0.1%	1,062	8.3%	12,779
病弱教育	2,140	80.8%	0	0.0%	2,140	80.8%	260	9.8%	0	0.0%	248	9.4%	2,648
合計	61,519	86.3%	631	0.9%	62,150	87.2%	2,682	3.8%	30	0.0%	6,431	9.0%	71,293

(新規採用者等)

令和4年5月1日現在

項目 障害種	特別支援学校教諭等 免許状保有者						特別支援学校教諭等 非免許状保有者						合計 人数 (人)
	当該障害種		自立教科等 (当該障害種)		合計		他障害種		自立教科等 (他障害種)		その他		
	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	
視覚障害教育	26	24.3%	13	12.1%	39	36.4%	50	46.7%	1	0.9%	17	15.9%	107
聴覚障害教育	72	44.2%	0	0.0%	72	44.2%	74	45.4%	0	0.0%	17	10.4%	163
知的障害教育	2,431	85.0%	0	0.0%	2,431	85.0%	15	0.5%	0	0.0%	413	14.4%	2,859
肢体不自由教育	496	79.9%	7	1.1%	503	81.0%	15	2.4%	0	0.0%	103	16.6%	621
病弱教育	60	69.8%	0	0.0%	60	69.8%	15	17.4%	0	0.0%	11	12.8%	86
合計	3,085	80.4%	20	0.5%	3,105	80.9%	169	4.4%	1	0.0%	561	14.6%	3,836

- ・自立教科等の教諭免許状とは、特別支援学校の自立教科教諭免許状(教育職員免許法施行規則第63条に規定)及び特別支援学校の自立活動教諭免許状(教育職員免許法施行規則第63条の2に規定)を指す。
- ・本調査の対象教員は、令和3年度学校基本調査による、国公私立の特別支援学校における本務教員のうちの教諭(主幹教諭、指導教諭、教諭)とする。

(参考)特別支援学校級担当教員の特別支援学校教諭免許状保有率

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	32.7%	34.2%	33.8%	33.3%	33.0%	32.8%	32.8%	32.4%	32.4%	32.8%	32.6%	32.2%	32.3%	32.3%	32.6%	32.4%	32.4%
中学校	26.4%	28.6%	28.0%	27.9%	27.4%	27.0%	26.8%	26.5%	26.4%	26.3%	27.0%	27.3%	27.4%	27.6%	27.8%	28.1%	27.8%
合計	30.8%	32.4%	32.0%	31.6%	31.3%	31.0%	30.9%	30.5%	30.5%	30.7%	30.9%	30.7%	30.8%	30.9%	31.2%	31.1%	31.0%

令和4年度 特別支援教育に関する調査結果について

1 特別支援教育体制整備状況調査

(1)調査対象

国公立幼保連携型認定こども園、幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む。)、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校(通信制、専攻科は除く。)及び中等教育学校

(2)調査時点

令和4年5月1日現在

(3)主な調査事項

- ① 校内委員会の設置
- ② 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握
- ③ 特別支援教育コーディネーターの指名
- ④ 個別の指導計画
- ⑤ 個別の教育支援計画の作成

※都道府県ごとの詳細はP11～P17の「特別支援教育体制整備状況調査結果詳細」を参照

(4)調査結果の概要

平成30年度と比較し、ほぼ全ての項目について前回値を上回っている。

調査事項①～③については、全学校種において、校内委員会の設置は86.6%(前回値:86.1%)、実態把握の実施は95.9%(前回値:95.7%)、特別支援教育コーディネーターの指名は83.7%(前回値:84.9%)である。

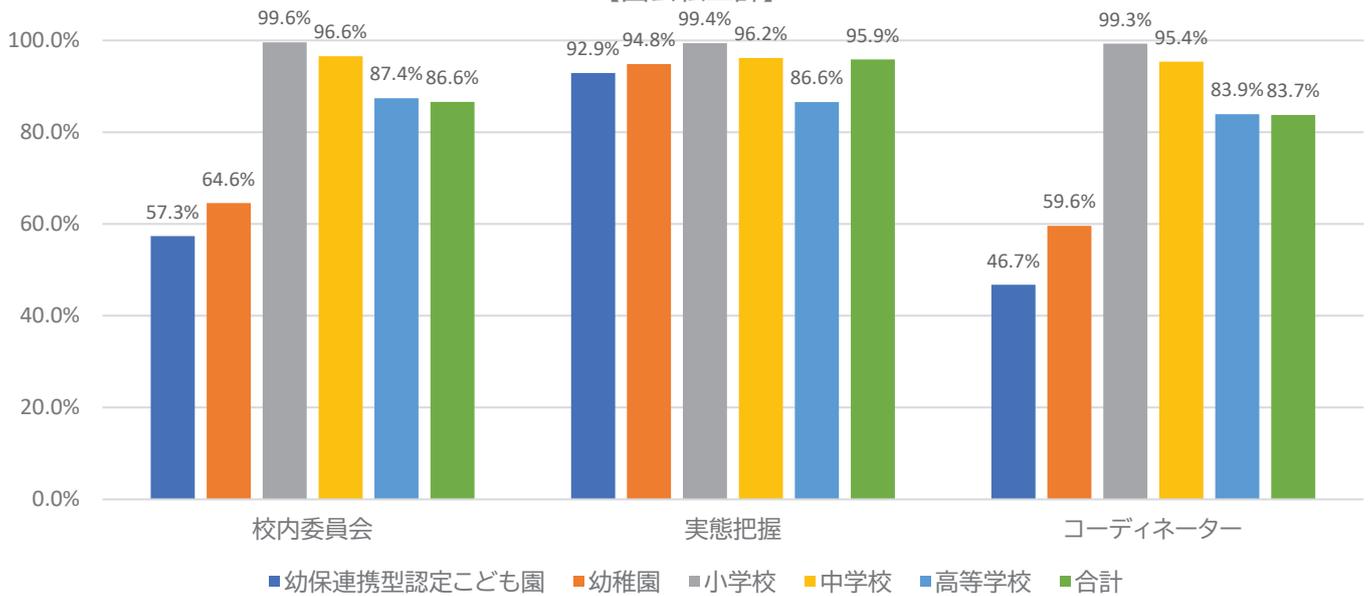
調査事項④、⑤については、特別支援学級に在籍する児童生徒のうち、個別の指導計画が作成されている割合は99.6%(前回値:99.4%)、個別の教育支援計画が作成されている割合は99.2%(前回値:96.9%)となっている。また、小・中・高等学校において通級による指導を受けている児童生徒のうち、個別の指導計画が作成されている割合は98.2%(前回値:94.8%)、個別の教育支援計画が作成されている割合は95.2%(前回値:81.5%)となっている。そのほか通常の学級に在籍する幼児児童生徒で、学校等が個別の指導計画、個別の教育支援計画を作成する必要があると判断した者のうち、個別の指導計画が作成されている割合は86.0%(前回値:83.3%)、個別の教育支援計画が作成されている割合は79.5%(前回値:73.1%)である。

(5)調査結果

①校内委員会の設置、②実態把握、特別支援教育コーディネーターの指名

【学校種別実施率】

【国公立私立計】



④個別の指導計画の作成、⑤個別の教育支援計画の作成

	特別支援学級に在籍する児童生徒	通級による指導を受けている児童生徒	通常の学級に在籍する幼児児童生徒(※1)	個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成を必要とする幼児児童生徒(※2)
個別の指導計画	99.6%	98.2%	86.0%	93.7%
個別の教育支援計画	99.2%	95.2%	79.5%	91.6%

※1:通常の学級に在籍する幼児児童生徒(通級による指導を受けている児童生徒を除く)で、学校等が個別の指導計画、個別の教育支援計画を作成する必要があると判断した者

※2:個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成を必要とする幼児児童生徒とは、特別支援学級に在籍する児童生徒、通級による指導を受けている児童生徒及び通常の学級に在籍する幼児児童生徒(通級による指導を受けている児童生徒を除く)で、学校等が個別の指導計画、個別の教育支援計画を作成する必要があると判断した者の計。

(参考) 特別支援教育体制整備状況調査の調査項目等について

(1) 校内委員会

校内委員会とは、学校内に置かれた発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握及び支援の在り方等について検討を行う委員会。

(2) 実態把握

在籍する幼児児童生徒の実態の把握を行い、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の存在や状態を確かめること。

(3) 特別支援教育コーディネーター

特別支援教育コーディネーターとは、学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整及び保護者に対する学校の窓口として、校内における特別支援教育に関するコーディネーター的な役割を担う者。

(4) 個別の指導計画

幼児児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、当該幼児児童生徒の個別の教育支援計画等を踏まえて、より具体的に幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだ指導計画。

(5) 個別の教育支援計画

障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下に、福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために、障害のある幼児児童生徒一人一人について作成した支援計画。

○調査対象学校数

(令和4年5月1日現在/単位:校)

区分	幼保連携型 認定こども園	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	計
国立	0	51	72	77	21	221
公立	878	2,638	18,775	9,274	3,544	35,109
私立	5,053	5,407	228	739	1,297	12,724
計	5,931	8,096	19,075	10,090	4,862	48,054

※幼稚園には幼稚園型認定こども園、小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含む。

2 特別支援学校のセンター的機能の取組に関する状況調査

(1) 調査対象

国公立特別支援学校

※分校は本校に含める。

(2) 調査時点

令和4年5月1日現在

※特別支援学校のセンター的機能の取組については令和3年度における実績

(3) 主な調査事項

① 特別支援学校のセンター的機能の取組

② 特別支援学校の学校数

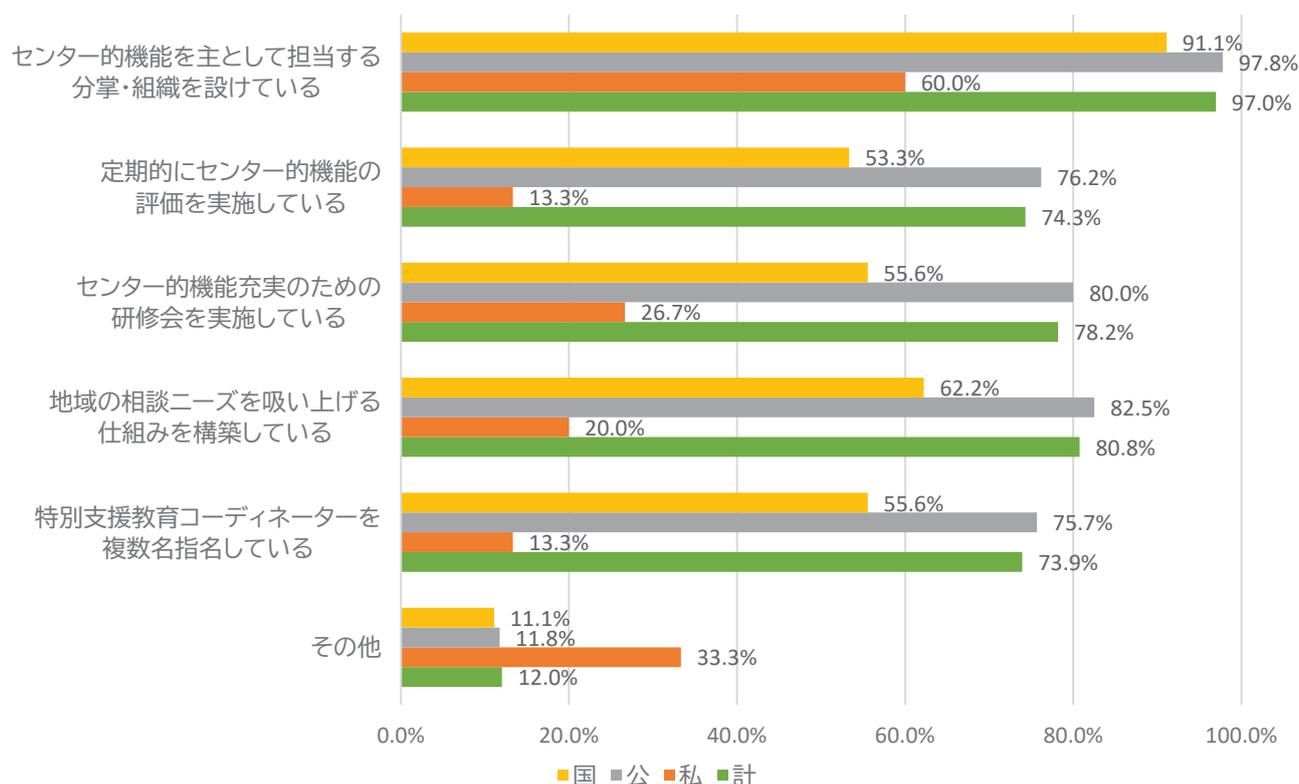
(4) 調査結果の概要

センター的機能を主として担当する分掌・組織を設けている特別支援学校は97.0%(前回値: 96.3%)である。センター的機能の取組の内容として、小・中学校等の教員からの相談対応及び本校に在籍する幼児児童生徒以外の子供及び保護者からの相談対応を実施している特別支援学校は9割以上であり、令和3年度の相談延べ件数は、小・中学校等の教員からの相談が110,387件、子供及び保護者からの相談が92,998件である。

(5) 調査結果

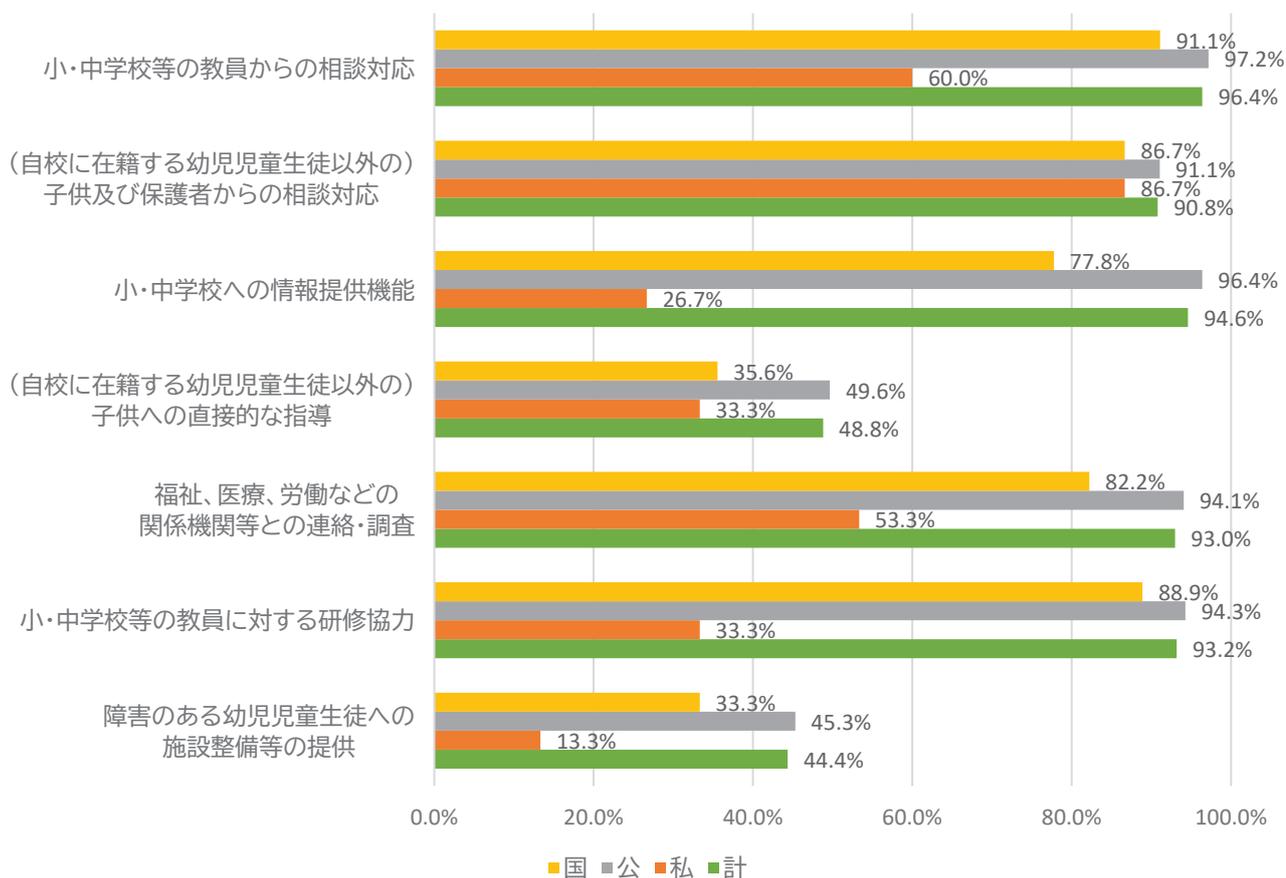
① 特別支援学校のセンター的機能の取組

ア センター的機能のための校内体制の整備



※令和3年度における取組。複数回答可。

イ センターの機能の取組の内容



※令和3年度における取組。複数回答可。

ウ 令和3年度における相談延べ件数

(件)

	小・中学校等の教員からの相談		子供及び保護者からの相談	
	相談件数	1校あたりの平均件数	相談件数	1校あたりの平均件数
国立	1,624	36	1,467	33
公立	108,593	109	91,045	92
私立	170	11	486	32
計	110,387	105	92,998	88

②特別支援学校の学校数

(令和4年5月1日現在)

		国立 (45校)	公立 (995校)	私立 (15校)	計 (1055校)
幼稚園部	1.視覚	1	58	1	60
		2.2%	5.8%	6.7%	5.7%
	2.聴覚	1	91	3	95
		2.2%	9.1%	20.0%	9.0%
	3.知的	3	15	2	20
		6.7%	1.5%	13.3%	1.9%
	4.肢体	-	23	1	24
		-	2.3%	6.7%	2.3%
	5.病弱	-	11	2	13
		-	1.1%	13.3%	1.2%
小学部	1.視覚	1	79	2	82
		2.2%	7.9%	13.3%	7.8%
	2.聴覚	1	103	4	108
		2.2%	10.4%	26.7%	10.2%
	3.知的	42	545	4	591
		93.3%	54.8%	26.7%	56.0%
	4.肢体	1	340	3	344
		2.2%	34.2%	20.0%	32.6%
	5.病弱	-	142	2	144
		-	14.3%	13.3%	13.6%
中学部	1.視覚	1	78	2	81
		2.2%	7.8%	13.3%	7.7%
	2.聴覚	1	103	4	108
		2.2%	10.4%	26.7%	10.2%
	3.知的	41	544	5	590
		91.1%	54.7%	33.3%	55.9%
	4.肢体	1	337	3	341
		2.2%	33.9%	20.0%	32.3%
	5.病弱	-	138	2	140
		-	13.9%	13.3%	13.3%
高等部	1.視覚	2	70	2	74
		4.4%	7.0%	13.3%	7.0%
	2.聴覚	1	79	2	82
		2.2%	7.9%	13.3%	7.8%
	3.知的	41	635	10	686
		91.1%	63.8%	66.7%	65.0%
	4.肢体	1	329	3	333
		2.2%	33.1%	20.0%	31.6%
	5.病弱	-	109	2	111
		-	11.0%	13.3%	10.5%
寄宿舎設置学校数		3	300	7	310
		6.7%	30.2%	46.7%	29.4%

※特別支援学校が学則等で受入れを明示している全ての障害種を計上。

※分校は本校に含める。

※下段は、設置者別の全特別支援学校数(国立45校、公立995校、私立15校、計1,055校)に占める割合。

※寄宿舎設置学校数については、学校が建物を保有していても運営されていない場合は数に含まない。

3 学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当し特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査

(1)調査対象:市区町村教育委員会(指定都市含む)

(2)調査時点:令和4年5月1日現在

(3)主な調査事項

- ① 令和4年度の小学校・特別支援学校小学部就学予定者(新第1学年)として、令和3年度の市区町村教育支援委員会等において、学校教育法施行令第22条の3に該当すると判断された者の就学指定先等
- ② 学校教育法施行令第22条の3に該当する在籍者数(小学校第1学年・中学校第1学年)

(4)調査結果の概要

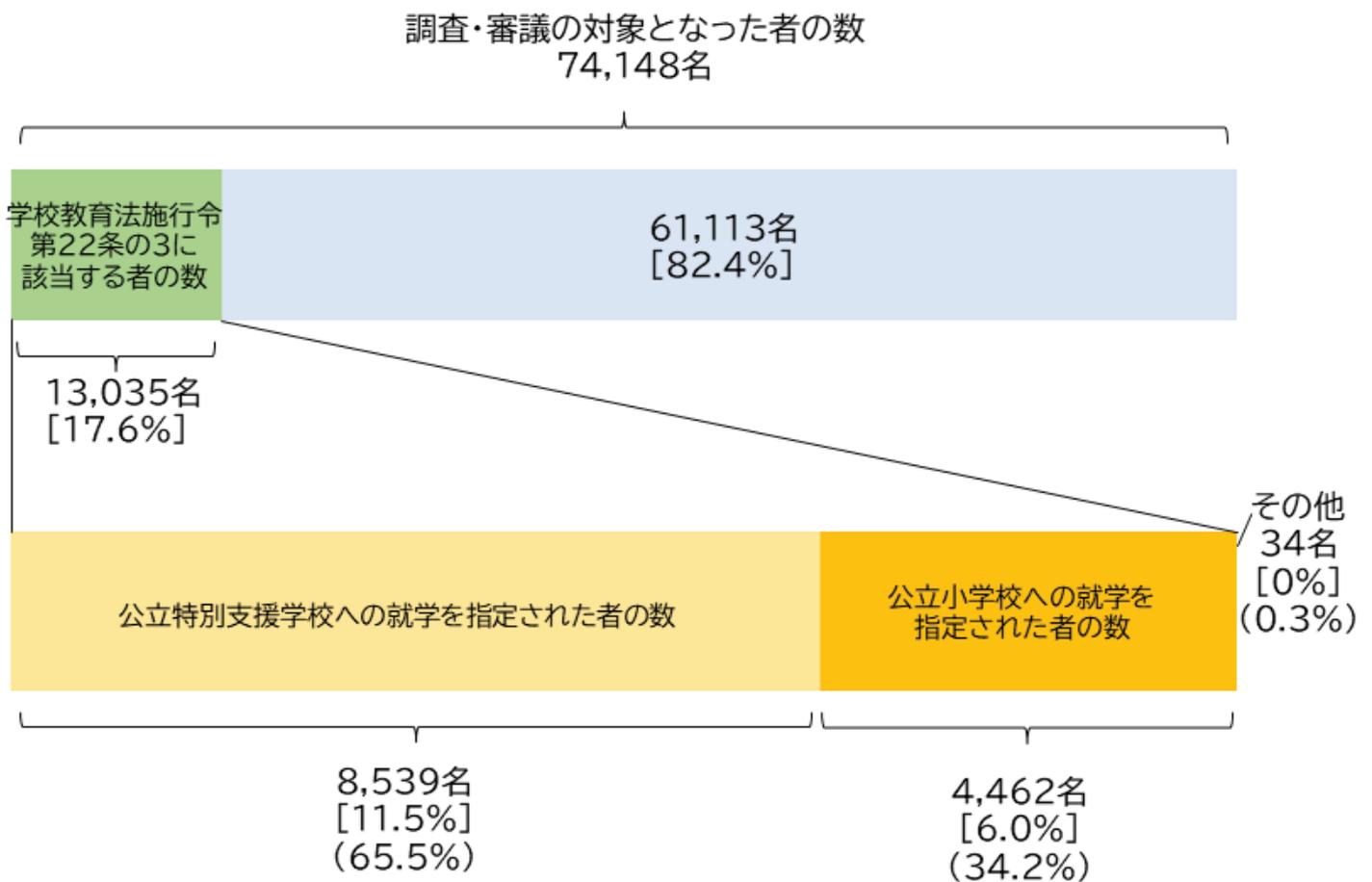
- ア 令和4年度の小学校・特別支援学校小学部就学予定者(新第1学年)のうち、
- ・ 令和3年度に市区町村教育支援委員会等の調査・審議対象となった者は74,148人(令和元年度は62,442人)。
 - ・ 学校教育法施行令第22条の3に該当すると判断された者は、13,035人(令和元年度は10,887人)。
 - ・ 就学指定先が特別支援学校小学部であった者は、8,539人(令和元年度は8,003人)。
 - ・ 就学指定先が小学校であった者は4,462人(令和元年度は2,835人)。
- イ 令和4年度の小学校第1学年在籍者のうち、
- ・ 学校教育法施行令第22条の3に該当する在籍者数は4,089人(平成30年度は3,064人)。
 - ・ 4,089人を学級種別に見ると、3,729人(91.2%)が特別支援学級に在籍(平成30年度は3,064人に対し2,773人(90.5%))。
 - ・ 4,089人を障害種別に見ると、3,536人(86.5%)が知的障害(平成30年度は3,064人に対し2,385人(77.8%))。
- ウ 令和4年度の中学校第1学年在籍者のうち、
- ・ 学校教育法施行令第22条の3に該当する在籍者数は3,245人(平成30年度は2,042人)。
 - ・ 3,245人を学級種別に見ると、2,977人(91.7%)が特別支援学級に在籍(平成30年度は2,042人に対し1,797人(88.0%))。
 - ・ 3,245人を障害種別に見ると、2,842人(87.6%)が知的障害(平成30年度は2,042人に対し1,550人(75.9%))。

※ 令和2年度、令和3年度については、コロナ禍による学校・教育委員会の調査回答負担等を勘案し、調査自体を行わなかった。
また、イ・ウについて、令和元年度調査では学年別の人数は示していないため、かっこ内は平成30年度の数としている。

(5)調査結果

- ① 令和4年度の小学校・特別支援学校小学部就学予定者(新第1学年)として、令和3年度の市区町村教育支援委員会等において、学校教育法施行令第22条の3に該当すると判断された者の就学指定先等

- 22条の3に該当する者のうち、公立小学校への就学を指定された者の割合は約34%であり、前回調査(約26%)より増加。



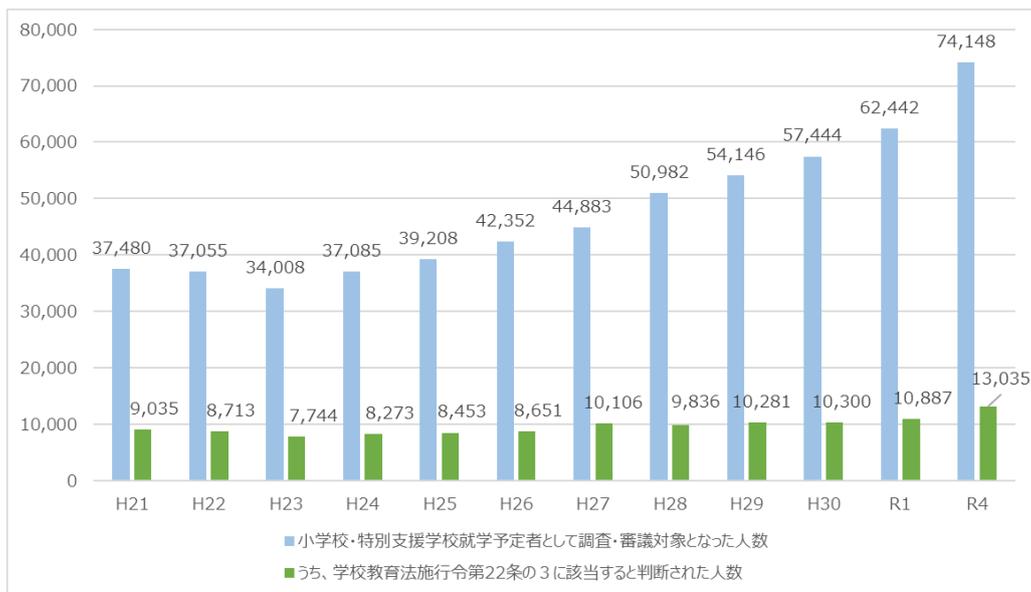
※ []内は調査・審議の対象となった者に対する割合。()内は学校教育法施行令第22条の3の規定に該当する障害の程度の者に対する割合。

※ 「市区町村教育支援委員会等」には、名称が「教育支援委員会」や「就学指導委員会」以外であっても、児童生徒の教育的ニーズをきめ細かく把握し、これを就学先の決定に反映するため、また、その後の一貫した支援を行うための調査・審議機関を含む。

※ 「その他」の34名には、病弱・発育不完全により就学猶予・免除を受けている児童生徒等が含まれる。

(参考1)小学校・特別支援学校小学部就学予定者(新第1学年)として市区町村教育支援委員会等の調査・審議対象となった人数の推移(単位:人)

- 調査・審議対象となった人数と、そのうち学校教育法施行令第22条の3の規定に該当する障害の程度と判断された者は増加傾向。



※ 平成23年度実施調査においては、東日本大震災の影響を考慮し、岩手県、宮城県、福島県及び仙台市においては調査を実施していない。また、東京都においては調査への回答が得られなかった自治体がある。

※ 令和2年度、令和3年度については、コロナ禍による学校・教育委員会の調査回答負担等を勘案し、調査自体を行わなかった。

(参考2)公立特別支援学校小学部及び公立小学校への就学指定人数の推移

- 学校教育法施行令第22条の3の規定に該当する障害の程度の者のうち、公立小学校への就学を指定された者の割合は、学校教育法施行令改正によって、就学先決定プロセスが現行の仕組みに改められた平成25年以降で最も高い。

	学校教育法第22条の3の規定に該当する障害の程度と判断された人数	うち公立特別支援学校への就学を指定		うち公立小学校への就学を指定	
		人数	割合	人数	割合
H25	8,453	6,190	73.2%	2,230	26.4%
H26	8,651	6,341	73.3%	2,274	26.3%
H27	10,106	6,646	65.8%	3,420	33.8%
H28	9,836	6,704	68.2%	3,079	31.3%
H29	10,281	7,192	70.0%	3,055	29.7%
H30	10,300	7,429	72.1%	2,817	27.3%
R1	10,887	8,003	73.5%	2,835	26.0%
R4	13,035	8,539	65.5%	4,462	34.2%

※ 「割合」は、市区町村教育委員会等において、学校教育法施行令第22条の3の規定に該当する障害の程度と判断された人数に占める割合。

※ 令和2年度、令和3年度については、コロナ禍による学校・教育委員会の調査回答負担等を勘案し、調査自体を行わなかった。

② 学校教育法施行令第22条の3に該当する在籍者数(小学校第1学年・中学校第1学年)

ア 学級種別在籍者数

(令和4年5月1日現在)

		特別支援学級	通常の学級	うち通級による指導を受けている児童生徒	合計
R4	小学校第1学年	3,729 (91.2%)	360 (8.8%)	53 (1.3%)	4,089 (100%)
	中学校第1学年	2,977 (91.7%)	268 (8.3%)	24 (0.7%)	3,245 (100%)
(参考) H30	小学校第1学年	2,773 (90.5%)	291 (9.5%)	42 (1.4%)	3,064 (100%)
	中学校第1学年	1,797 (88.0%)	245 (12.0%)	30 (1.5%)	2,042 (100%)

※ ()内は、それぞれに対応する「合計」の数値に占める割合。

イ 障害種別在籍者数

<小学校>

(令和4年5月1日現在)

小学校第1学年	特別支援学級	通常の学級	うち通級による指導を受けている児童	合計
視覚障害	27 (0.7%)【71.1%】	11 (0.3%)【28.9%】	2 (0.0%)【5.3%】	38 (0.9%)【100%】
聴覚障害	54 (1.3%)【47.8%】	59 (1.4%)【52.2%】	47 (1.1%)【41.6%】	113 (2.8%)【100%】
知的障害	3,286 (80.4%)【92.9%】	250 (6.1%)【7.1%】		3,536 (86.5%)【100%】
肢体不自由	222 (5.4%)【89.2%】	27 (0.7%)【10.8%】	1 (0.0%)【0.4%】	249 (6.1%)【100%】
病弱	140 (3.4%)【91.5%】	13 (0.3%)【8.5%】	3 (0.1%)【2.0%】	153 (3.7%)【100%】
合計	3,729 (91.2%)	360 (8.8%)	53 (1.3%)	4,089 (100%)

<中学校>

(令和4年5月1日現在)

中学校第1学年	特別支援学級	通常の学級	うち通級による指導を受けている生徒	合計
視覚障害	19 (0.6%)【52.8%】	17 (0.5%)【47.2%】	2 (0.0%)【5.6%】	36 (1.1%)【100%】
聴覚障害	48 (1.5%)【57.8%】	35 (1.1%)【42.2%】	20 (0.6%)【24.1%】	83 (2.6%)【100%】
知的障害	2,668 (82.2%)【93.9%】	174 (5.4%)【6.1%】		2,842 (87.6%)【100%】
肢体不自由	131 (4.0%)【87.3%】	19 (0.6%)【12.7%】	2 (0.1%)【1.3%】	150 (4.6%)【100%】
病弱	111 (3.4%)【82.8%】	23 (0.7%)【17.2%】	0 (0.0%)【0.0%】	134 (4.1%)【100%】
合計	2,977 (91.7%)	268 (8.3%)	24 (0.7%)	3,245 (100%)

※ ()内は、学校教育法施行令第22条の3に該当する在籍者数(R4:小学校4,089人、中学校3,245人)に対する割合。

※ 【】内は、各障害種に対応する「合計」の数値(小学校第1学年の視覚障害なら38人)に対する割合。

令和4年度 病気療養児に関する実態調査結果

令和5年10月
文部科学省初等中等教育局
特別支援教育課

目次

I 調査概要	
・調査目的、調査事項と調査時点、調査対象	p.3
・本調査における用語の定義	p.4
II 調査結果	
1. 病気療養児に関する調査	
①令和4年度に在籍した病気療養児数	p.5
②主傷病名	p.6
③療養場所・欠席日数	p.7
④転学について	p.8
⑤復学の状況について	p.9
⑥転学・復学に対する支援について	p.10
⑦転籍について	p.11
⑧進級等の状況について	p.12
⑨同時双方向型の授業配信の実施状況・活用場面	p.13
⑩同時双方向型の授業配信の活用頻度と活用時間	p.1
⑪同時双方向型の授業配信を実施していない理由	p.15
⑫同時双方向型の授業配信における出席扱い及び単位認定	p.16
⑬同時双方向型の授業配信以外の指導や支援の実施状況等	p.17
2. 教育委員会における取組や支援に関する調査	
①教育委員会における病気療養児の在籍する学校に対する取組や支援の実施状況	p.18
②教育委員会における病気療養児の在籍する学校に対する取組や支援	p.19
③都道府県教育委員会による市区町村教育委員会への取組や支援の状況	p.20
3. 病院内の学級に関する調査	
病院内の学級数及び在籍者数（令和4年9月1日時点）	p.21
参考資料「病気療養中の児童生徒の学びの場（イメージ）」	p.22

I 調査概要

○調査目的

疾病や障害により病院や自宅で療養中の病気療養児について、病気療養児の人数、通常の学級から特別支援学校等への転学及び教育支援の実施状況等について実態を把握し、今後の施策の充実に資することを目的として実施した。

○調査事項と調査時点

①病気療養児に関する調査（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

令和4年度中に在籍した病気療養児の数を把握するとともに、個票を用いた個別調査により、病気療養児の療養の場や転学等の状況、ICTを活用した教育支援の状況等について調査。

- ・令和4年度中に在籍した病気療養児数
- ・主傷病名・療養場所・欠席日数
- ・転学・復学に対する支援、転学・復学・転籍・進級等の状況
- ・同時双方向型の授業配信の実施状況、活用場面、活用頻度と活用時間、実施していない理由、出席扱い及び単位認定
- ・同時双方向型の授業配信以外の指導や支援の実施状況等

※本調査は病気療養児が病気療養期間中に主に在籍していた学校からの回答によるもの。

②教育委員会における取組や支援に関する調査（令和4年9月1日時点）

各都道府県・市区町村教育委員会において、病気療養児の在籍する学校に対し行った取組や支援等について調査。

③病院内の学級に関する調査（令和4年9月1日時点）

病院内の学級数及び在籍者数について調査。

○調査対象

- ①③：全国の国公私立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校
小学校（19,336）、中学校（10,076）、義務教育学校（151）、高等学校（4,856）、中等教育学校（56）、
特別支援学校（1,160） 計 35,635校 ※高等学校の通信制課程は調査対象に含まない
- ②：教育委員会
都道府県教育委員会（47）、市区町村教育委員会（1,741）

I 調査概要

【本調査における用語の定義】

- ・ **病気療養児**：疾病や障害に関する医師等の専門家による診断書等や、文部科学省が就学事務の参考資料として作成し配布している「障害のある子供の教育支援の手引」に示された障害種ごとの障害の状態等を基に、年間延べ30日以上欠席※という状況を一つの参考としつつ、各学校又は教育委員会が判断する児童生徒。
※本調査においては、欠席日数には、教員が病院や自宅等を訪問するなどして対面で、あるいはICT機器を活用して遠隔で授業を行っているため、欠席にはなっていないものの、在籍する学級に通学できていない日数をも含む。
- ・ **訪問教育**：特別支援学校において、障害のため通学して教育を受けることが困難な児童又は生徒に対して、自宅、施設、病院等に教員を派遣して行う教育。※本調査においては、特別支援学校の高等部における訪問教育のみ対象として実施。
- ・ **病院内の学級**：小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校前期課程における、病院内にある特別支援学級。
特別支援学校における、病院内にある本校、分校、分教室又は病院において訪問教育を行う場合。
- ・ **転学**：病気療養により、他校から在籍校に異動すること。（本調査においては、ダブルカウントを防ぐため、在籍校から他校への異動については扱わない。）
- ・ **復学**：療養の終了等で、転学先の学校から元いた学校に戻ることに。
- ・ **転籍**：病気療養により、在籍校内で学籍を異動すること。
- ・ **原級留置**：校長が、児童生徒の平素の成績を評価した結果、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができないと判定したときに、当該児童生徒を原学年に留め置くこと。
- ・ **同時双方向型の授業配信**：病院や自宅で療養中の病気療養児に対し、インターネット等のメディアを利用してリアルタイムで授業を配信し、同時かつ双方向的にやりとりを行うこと。
- ・ **前回調査**：平成30年度病気療養児に関する調査。平成29年度中に在籍した病気療養児の人数等を調査。

II 1. ①令和4年度に在籍した病気療養児数

○令和4年度中に学校に在籍した病気療養児数は、**9,165人**であり、平成30年度の前回調査時と比べ、1,171人増加していた。

- ・小中高等学校 6,544人（前回調査：5,000人）
- ・特別支援学校 2,621人（前回調査：2,994人）

○義務教育段階の方が多いが、高等学校段階でも大差なく病気療養児が在籍している。

令和4年度中に学校に在籍した病気療養児数

(人)

区分	小中高等学校				特別支援学校				合計
	小学校	中学校	高等学校	計	小学部	中学部	高等部	計	
国立	22	20	6	48	3	4	5	12	60
公立	2,232	2,348	1,140	5,720	962	730	914	2,606	8,326
私立	23	174	579	776	0	2	1	3	779
合計	2,277	2,542	1,725	6,544	965	736	920	2,621	9,165

(参考1：平成30年度前回調査の病気療養児数)

(人)

区分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校 (小中高等部計)	計
病気療養児数	1,681	1,627	1,692	2,994	7,994

(参考2：病気療養児が在籍していた学校数)

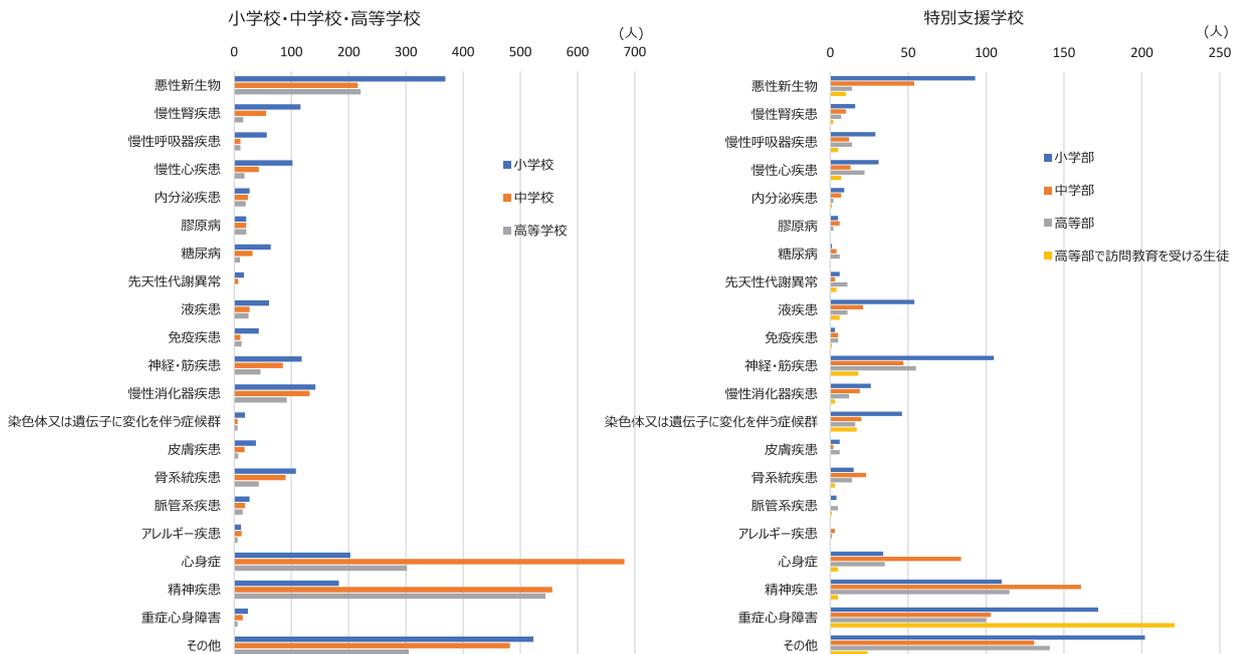
(校)

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校 (幼・小・中・高計)	計
1,633	1,336	850	407	4,226

II 1. ②主傷病名

○病気療養児の主傷病名について、学校別にみると、小学校では悪性新生物（白血病、腫瘍、小児がん等）が最も多く、中学校・高等学校では心身症、精神疾患が多かった。

○特別支援学校では、小学部で重症心身障害、精神疾患、神経・筋疾患が多く、中学部・高等部では、重症心身障害に次いで心身症、精神疾患が多かった。



II 1. ③療養場所・欠席日数

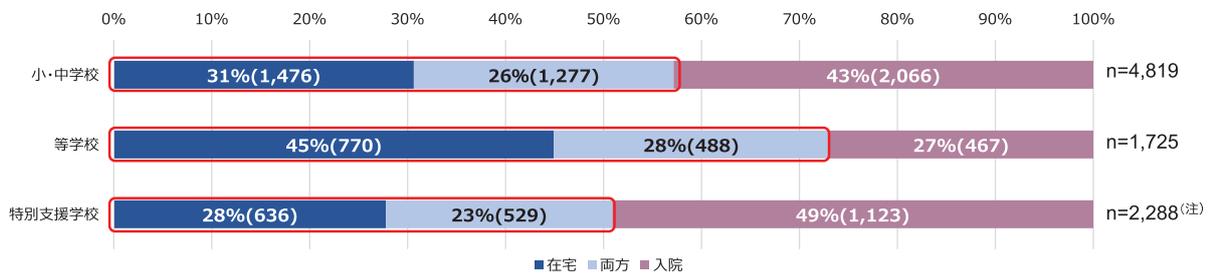
- 入院や療養のため学校を欠席した日数は平均67.7日であった。
- 療養等で欠席していた際の療養場所について、「在宅」または「病院と在宅両方」と回答した割合は、小・中学校では57%、高等学校では73%となっており、病気療養児の過半数が、病院だけでなく、在宅療養の期間もあることが分かった。

欠席日数（平均）

小学校	59.9
中学校	83.9
高等学校	66.9
特別支援学校	58.4
全体	67.7

※出席簿や指導要録等を参考に、入院や治療のため学校を欠席したおおよその日数を調査。
 なお、欠席日数には、教員が病院や自宅等を訪問するなどして対面で、あるいはICT機器を活用して遠隔で授業を行っているため、欠席にはなっていないものの、在籍する学級に通学できていない日数も含む。

療養場所



※病気療養中の主な療養場所について、在宅、両方、入院から選択。
 注) 特別支援学校の高等部で訪問教育を受ける生徒は含まない。

II 1. ④転学について

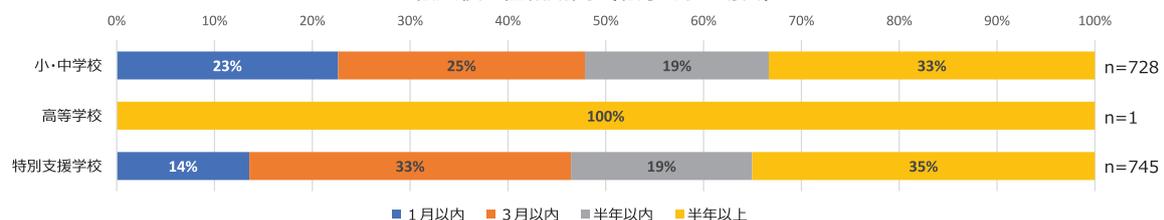
- 病気療養児については、入院治療等のため、在籍校から病院内の特別支援学校（病弱）の分校・分教室や、病院内にある小中学校の特別支援学級（病弱・身体虚弱）に転学して教育を受けている実態があり※、その詳細については、下表のとおり。
 - 他校からの在籍校への転学について尋ねたところ、「転学なし」（84%）が一番多かった。
 - 転学あり（16%）の状況として、小中高等学校等の通常の学級から特別支援学校への転学が多かった。
 - 転学後の在籍期間は、半年以上が多かった。
- ※P22 参考資料「病気療養中の児童生徒の学びの場（イメージ）」参照

学籍の異動（転学）

区 分		小・中学校 (注)	高等学校	特別支援学校	合計
転学なし (84%)		4,091	1,724	1,876	7,691
転学あり (16%)		728	1	745	1,474
内訳	小中高等学校等の通常の学級からの転学	480	1	494	975
	小中高等学校等の特別支援学級からの転学	64	0	134	198
	特別支援学校からの転学	138	0	112	250
	その他	46	0	5	51

注) 小中学校への転学の例としては、入院先の病院にある小中学校の特別支援学級（病院内の学級）への転学等が考えられる。

転入後の在籍期間（転学ありの場合）



※転学を行った児童生徒について、転入後の学校に在籍していた日数について調査。

II 1. ⑤復学の状況について

○病気療養のために転学した児童生徒について、小・中学校においては81%、特別支援学校においては72%が、令和4年度中に元に在籍していた学校に復学していた。
○復学しなかった理由としては、「入院が長期化した」、「病状が回復しなかった」などがあつた。

復学の状況

区分	(人)	
	復学した	復学しなかった
小・中学校	593 (81%)	135(19%)
高等学校	1(100%)	0(0%)
特別支援学校	533(72%)	212(28%)

【復学しなかった（できなかった）主な理由】

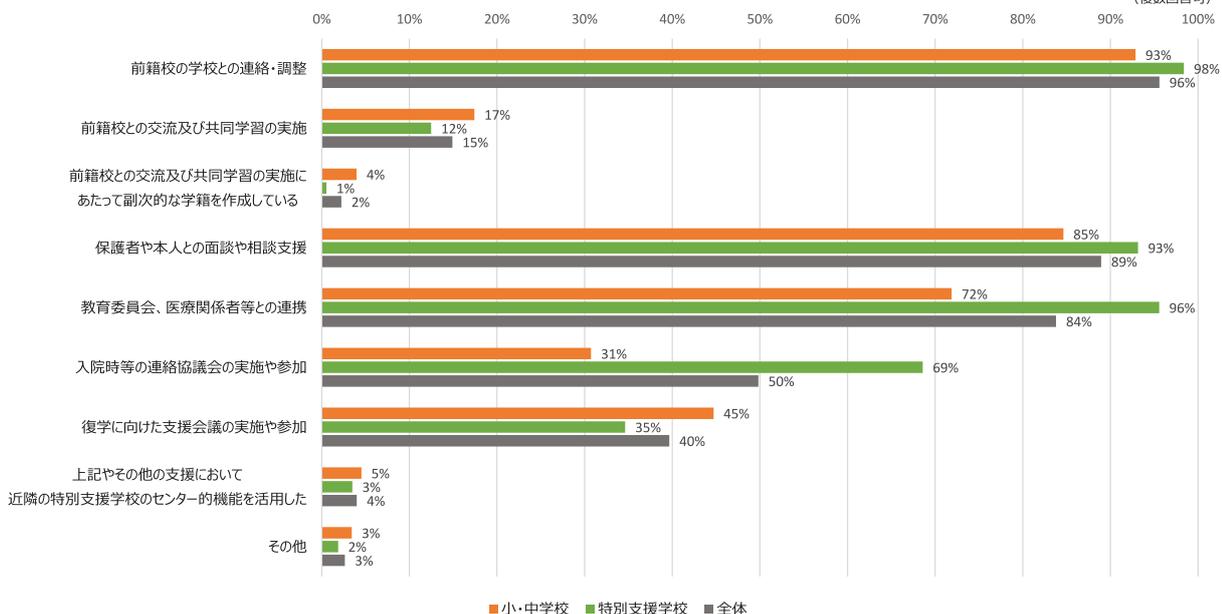
- ・入院が長期化したため。
- ・病状が回復しなかったため。
- ・施設入所のため。
- ・病気による本人死亡のため。
- ・医師による判断のため。

II 1. ⑥転学・復学に対する支援について

○転学・復学に伴い学校が実施した支援について、全体で「前籍校との連絡・調整」が（96%）と多く、次いで「保護者や本人との面接、相談支援」（89%）、「教育委員会、医療関係者等との連携」（84%）が多かつた。

転学・復学に対する支援

n=728（小・中学校）、745（特別支援学校）、1,474（全体）
(複数回答可)

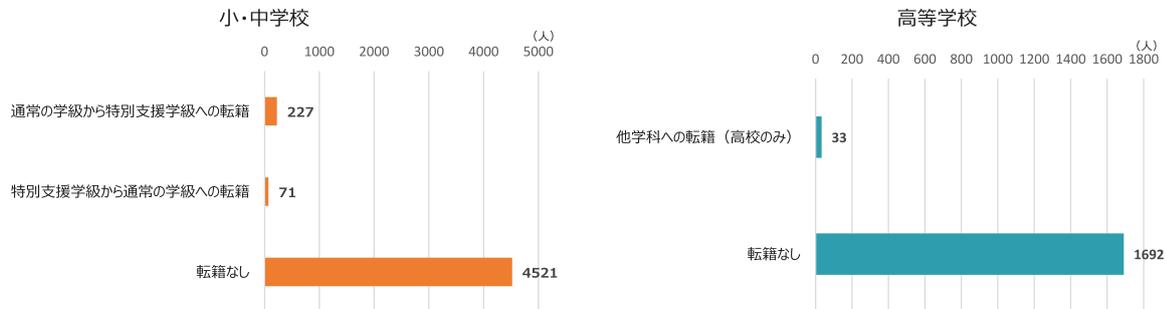


※高等学校については、「転学あり」が1名であったため除外している。

II 1. ⑦ 転籍について

○自校内での、病気療養のための在籍級（通常の学級、特別支援学級）の転籍について尋ねたところ、「転籍なし」がほとんどであったが、小・中学校では、特別支援学級への転籍も見られた。

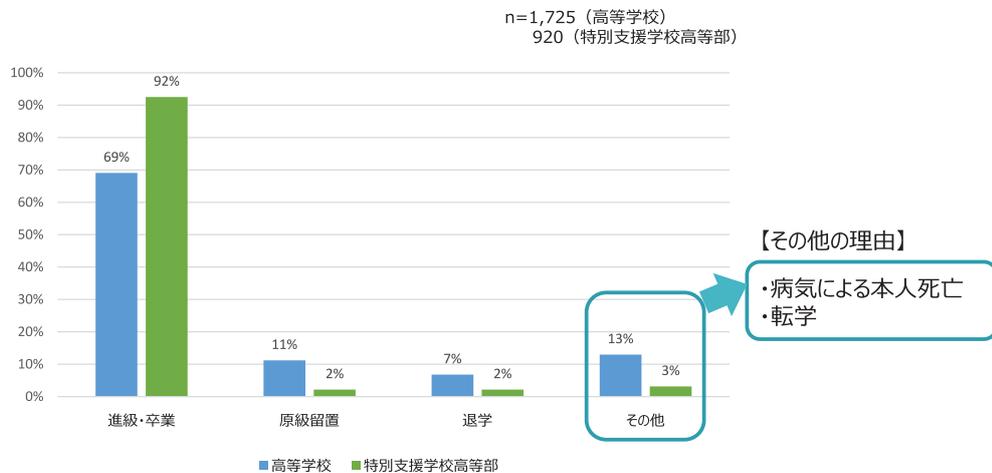
学籍の異動（小・中・高校のみ）



II 1. ⑧ 進級等の状況について

○高等学校段階の病気療養児について、令和4年度末の進級等の状況について尋ねたところ、高等学校において「進級・卒業」は69%であり、「原級留置」は11%、退学は7%であった。

進級等の状況（高等学校段階のみ）



II 1. ⑨同時双方向型の授業配信の実施状況・活用場面

- 病気療養児に対する同時双方向型の授業配信の実施状況は、小学校において27%、中学校において17%、高等学校において26%であった。平成30年度の前回調査より、いずれも実施率が大幅に上昇した。
(全学校種合計：1.9%→24%)
- 同時双方向型の授業配信を活用した場面については、全体で「教科・科目を限定して実施した」(67%)、「特別活動で実施した」(52%)が多かった。

同時双方向型の授業配信の実施状況

n=9,165

区分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	全体
実施した	618(27%)	433(17%)	447(26%)	693(26%)	2,191(24%)

(参考) 平成30年度前回調査※

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
1.3%	0.4%	2.4%	7.9%	1.9%

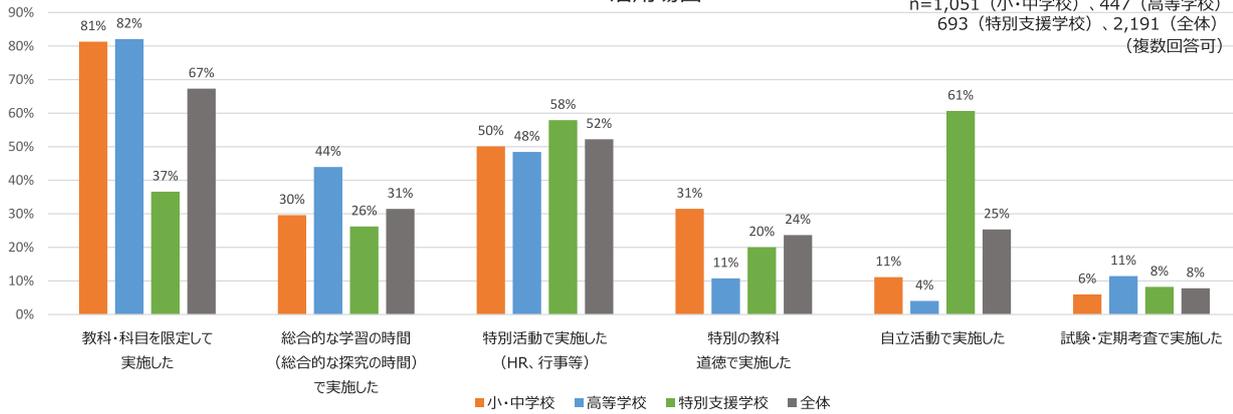
※平成29年に在籍していた病気療養児に対して学習指導や学習支援、相談等の支援を行った学校における回答。複数回答可。
数値は「ICT機器を活用した遠隔での授業」の実施率。

活用場面

n=1,051 (小・中学校)、447 (高等学校)

693 (特別支援学校)、2,191 (全体)

(複数回答可)

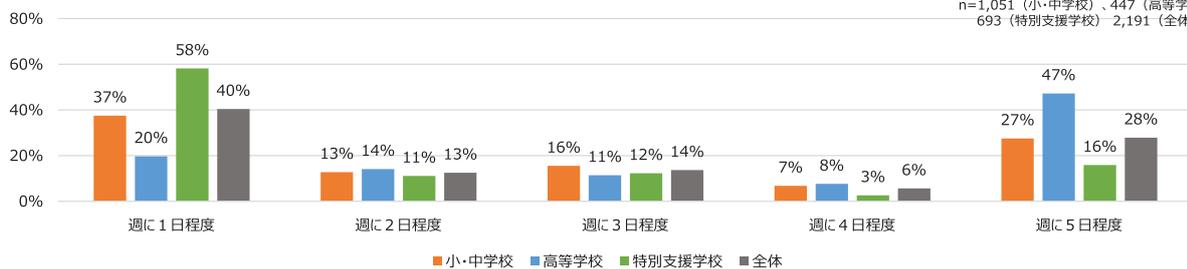


II 1. ⑩同時双方向型の授業配信の活用頻度と活用時間

- 小・中学校について、活用頻度は「週に1日程度」(37%)が多く、活用時間は「1日1時間以内」(42%)が多かった。
- 高等学校について、活用頻度は「週に5日程度」(47%)が多く、活用時間は「1日4時間以上」(46%)が多かった。

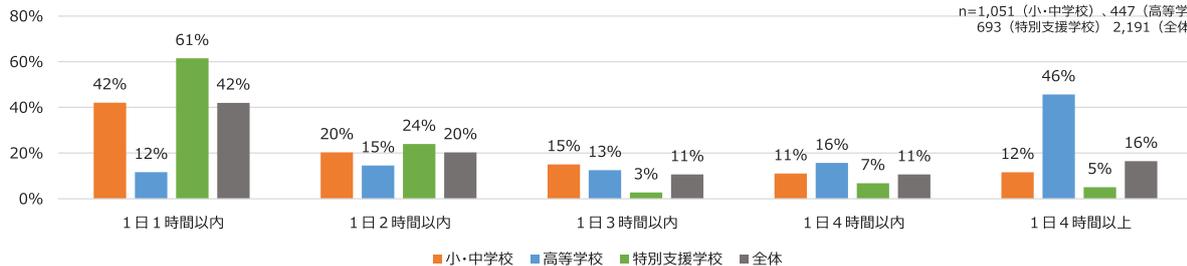
活用頻度(1週間当たり)

n=1,051 (小・中学校)、447 (高等学校)
693 (特別支援学校)、2,191 (全体)



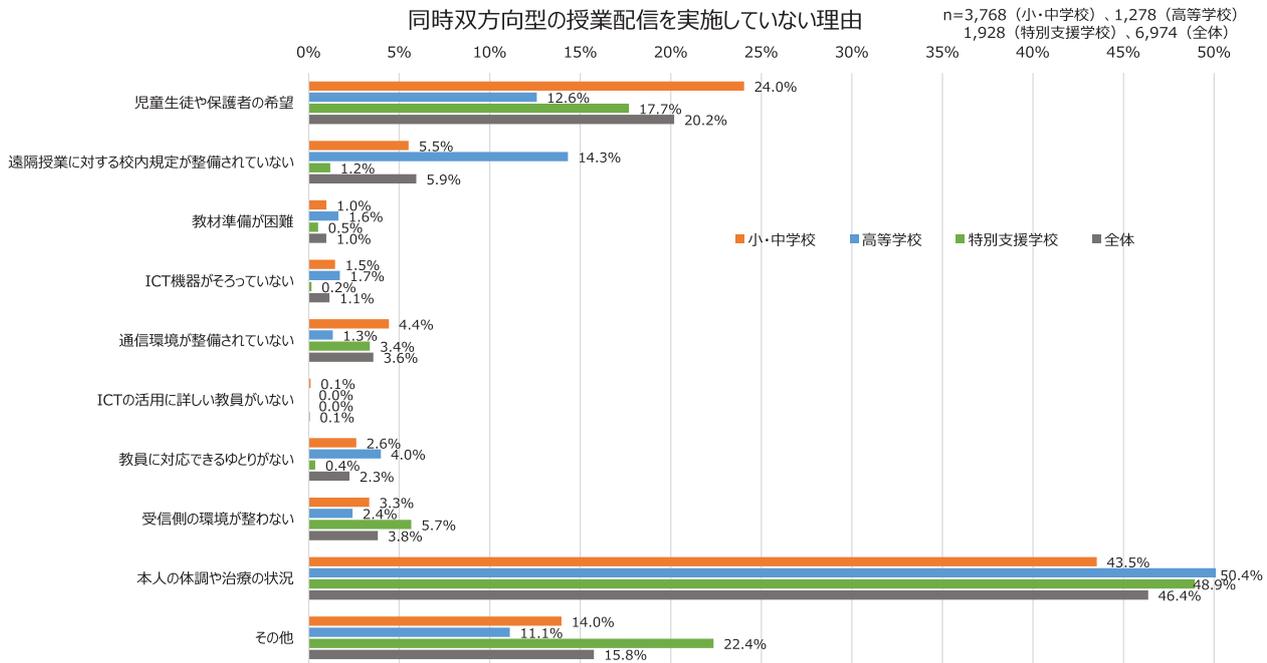
活用時間(1日当たり)

n=1,051 (小・中学校)、447 (高等学校)
693 (特別支援学校)、2,191 (全体)



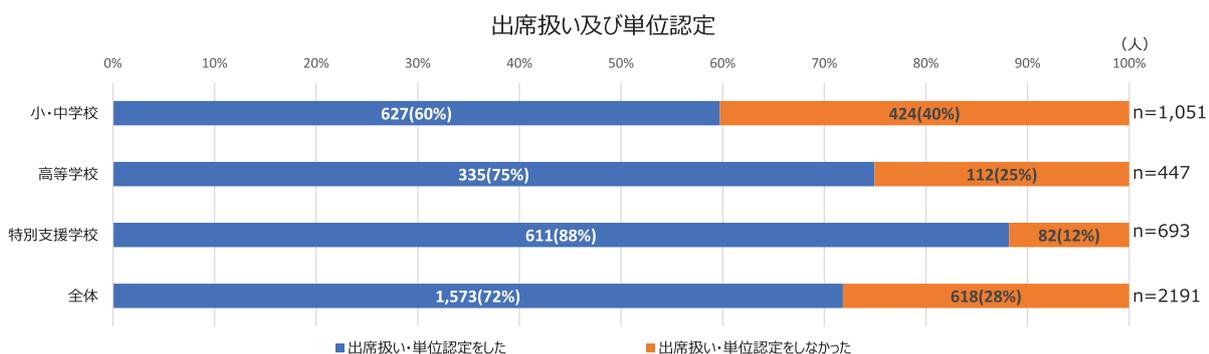
II 1. ⑪ 同時双方向型の授業配信を実施していない理由

○同時双方向型の授業配信を実施していない理由として、小・中学校では、「本人の体調や治療の状況」(43.5%)、「児童生徒や保護者の希望」(24.0%)が多く、高等学校では、「本人の体調や治療の状況」(50.4%)、「遠隔教育に対する校内規定が整備されていない」(14.3%)が多かった。



II 1. ⑫ 同時双方向型の授業配信における出席扱い及び単位認定

○同時双方向型の授業配信を実施した場合、小・中学校では、60%が出席扱いとなっており、高等学校では、75%が単位認定がなされていた。



※同時双方向型の授業配信を実施した児童生徒について、出席扱い（義務教育段階）・単位認定（高等学校段階）を行ったか調査。

【出席扱い・単位認定を行わなかった理由】

- ✓ 本人の体調や治療等の理由により、出席扱い・単位認定できるほど参加できなかったため。
- ✓ 教育委員会や学校の規定により、出席扱い・単位認定できなかった。
- ✓ 休学し原級留置となったため。
- ✓ 同時双方向型の授業のみでは単位認定できなかったが、別途課題を課した上でその提出を持って単位認定を行った。

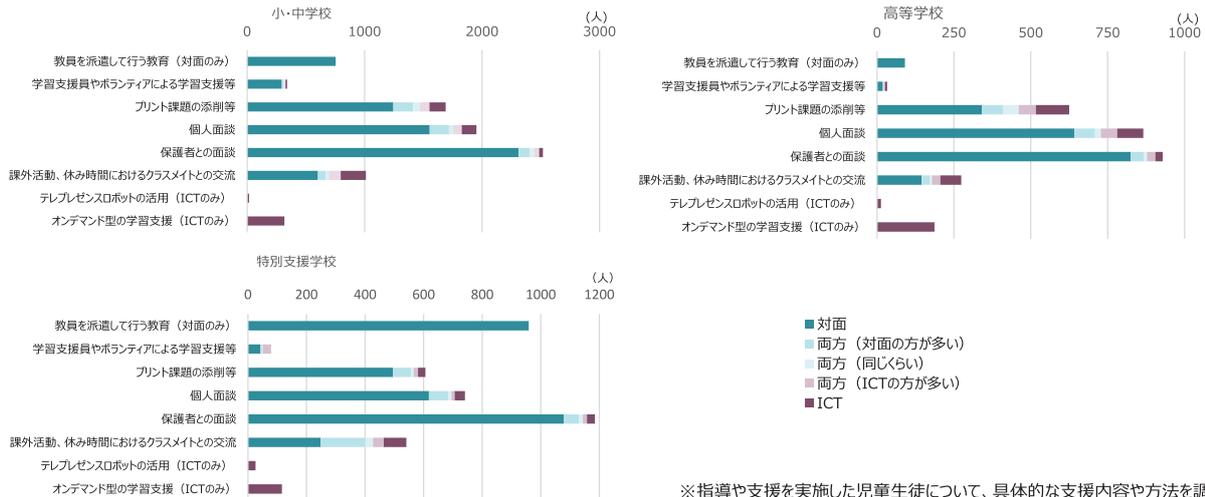
II 1. ⑬同時双方向型の授業配信以外の指導や支援の実施状況等

○同時双方向型の授業配信以外の指導や支援について、小・中学校及び高等学校では、60%以上が実施されており、支援内容は「保護者との面談」、「個人面談」、「プリント課題の添削等」を対面で実施していることが多かった。

同時双方向型の授業配信以外の指導や支援の実施状況 (人)

区分	小・中学校	高等学校	特別支援学校	合計
実施した	2,987(62%)	1,120(65%)	1,519(58%)	5,626(61%)

支援内容及び方法

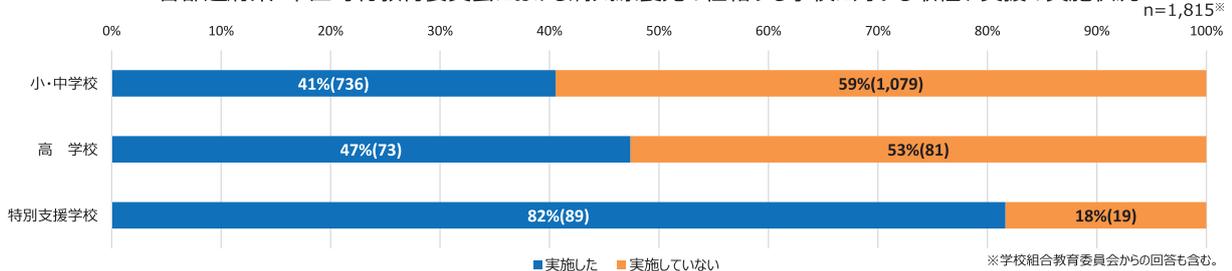


II 2. ①教育委員会における病気療養児の在籍する学校に対する取組や支援の実施状況

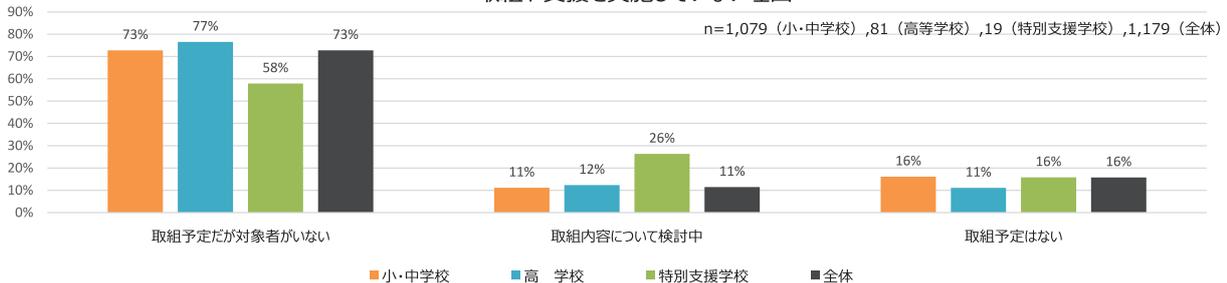
○教育委員会における病気療養児の在籍する学校に対する取組や支援の実施状況について尋ねたところ、特別支援学校に対しては82%で実施しているが、小・中学校、高等学校に対しては50%以下の取り組み状況であった。

○取組や支援を実施していない理由は、全体で「取組予定だが対象者がいない」(73%)が多かった。

各都道府県・市区町村教育委員会における病気療養児の在籍する学校に対する取組や支援の実施状況



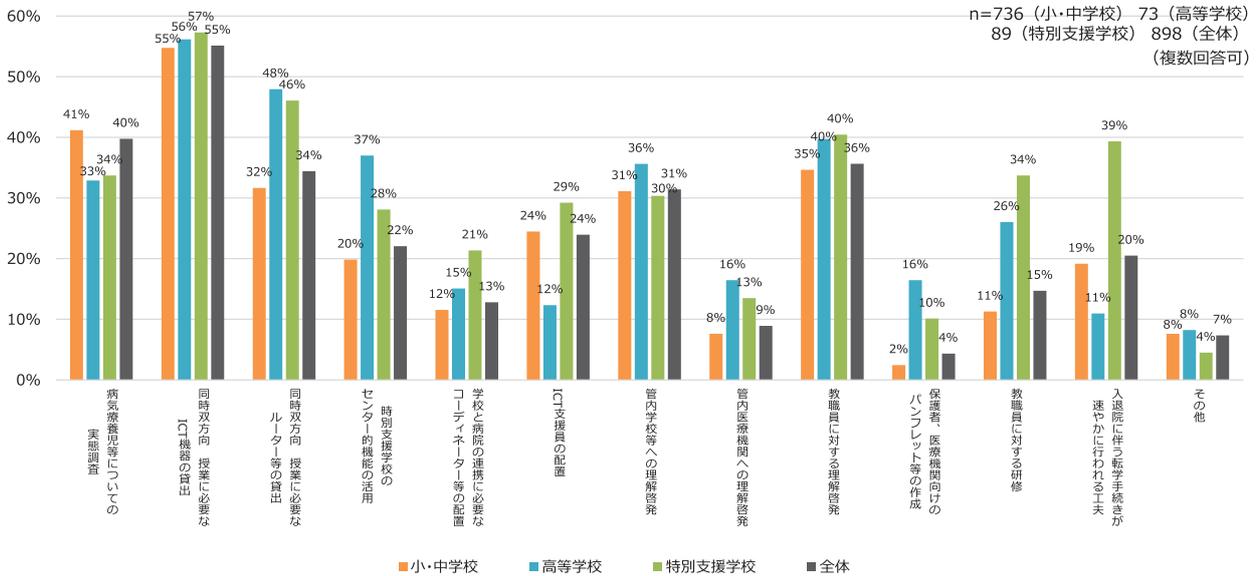
取組や支援を実施していない理由



II 2. ②教育委員会における病気療養児の在籍する学校に対する取組や支援

- 教育委員会が実施した病気療養児の在籍する学校に対する取組や支援について、全体で「同時双方向型授業に必要なICT機器の貸出」(55%)や「病気療養児等についての実態調査」(40%)が多かった。
- また、「教職員に対する理解啓発」(36%)も多く、特別支援学校では、「入退院に伴う転学手続きが速やかに行われる工夫」(39%)も多く行われていた。

各都道府県・市区町村教育委員会が、病気療養児の在籍する学校に対して実施した取組や支援

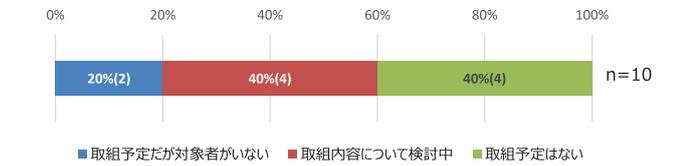


II 2. ③都道府県教育委員会における市区町村教育委員会への取組や支援の状況

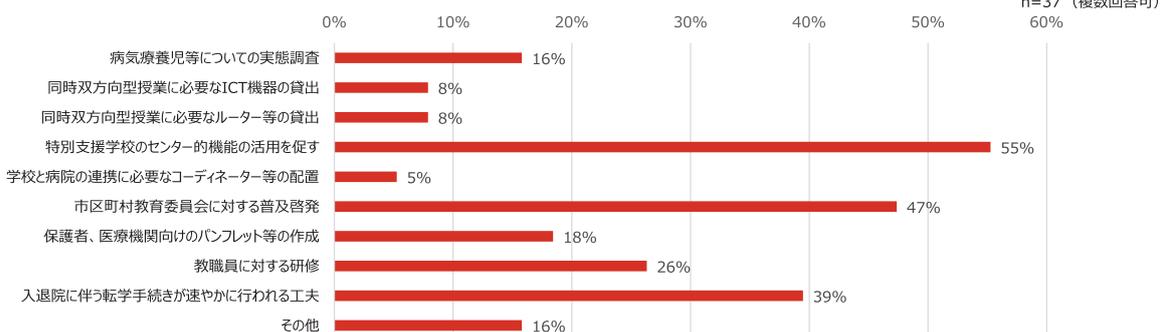
- 病気療養児に対する支援に関して、各都道府県教育委員会において、市区町村教育委員会に対する取組や支援の実施について尋ねたところ、実施しているのは79%であり、「特別支援学校のセンター的機能の活用を促す」(55%)や「市区町村教委に対する普及啓発」(47%)が多かった。
- また、取組や支援を実施していない理由として、「取組内容について検討中」、「取組予定はない」がいずれも40%と多かった。

実施した	37 (79%)
実施していない	10 (21%)

各都道府県教育委員会が市区町村教育委員会に対して取組や支援を実施していない理由



各都道府県教育委員会が市区町村教育委員会に対して実施した取組や支援



Ⅱ 3. 病院内の学級数及び在籍者数（令和4年9月1日時点）

○令和4年9月1日時点の、病院内の学級の設置状況は以下のとおりだった。

- ・病院内の学級を設置している学校：341校（小・中学校225校、特別支援学校116校）
- ・病院内の学級数：960学級（小・中学校253学級、特別支援学校707学級）
- ・病院内の学級に在籍した児童生徒数：1,509人（小・中学校377人、特別支援学校1,132人）

（参考）令和4年度中に在籍した病気療養児数は9,165人、令和4年9月1日時点で病院内の学級に在籍していた児童生徒数は1,509人であり、調査時点等は異なるが参考までに割合を出すと約16%であった。

小・中学校において病院内の学級を設置している学校数・学級数・在籍者数

(人)

区分	小学校			中学校			合計（※1）		
	学数	学級数	在籍者数	学数	学級数	在籍者数	学数	学級数	在籍者数
病弱・身体虚弱	133	142	175	88	98	130	219	240	305
自閉症・情緒障害	4	5	19	3	8	53	7	13	72
合計（※2）	136	147	194	90	106	183	225	253	377

特別支援学校において病院内の学級を設置している学校数・学級数・在籍者数

(人)

区分	幼稚部			小学部			中学部			高等部			合計（※1）		
	学数	学級数	在籍者数	学数	学級数	在籍者数									
知的障害	0	0	0	9	23	34	6	14	21	10	24	53	14	61	108
肢体不自由	1	2	6	18	49	98	18	41	77	13	19	35	23	111	216
病弱	1	1	0	81	253	428	76	207	311	48	74	69	86	535	808
合計（※2）	2	3	6	104	325	560	95	262	409	69	117	157	116	707	1,132

※1:同一の学校に複数の学校段階の学級が設置されている場合もあるため、学校数合計については単純な合計値とは異なる。

※2:同一の学校に複数の障害種の学級が設置されている場合もあるため、学校数合計については単純な合計値とは異なる。

※3:上記障害種以外は病院内の学級の設置なし。

(人)

合計		
学校数	学級数	在籍者数
341	960	1,509

参考資料 病気療養中の児童生徒の学びの場（イメージ）

概要

- ・病気等により病院に入院している児童生徒に対しては、病院内において多様な教育の場が提供されている。
- ・特別支援学校（病弱）の分校・分教室や小・中学校の特別支援学級（病弱）に転学したり、転学をせずに在籍している学校の教員による指導や支援を受けたりすることができる。
- ・これら学びの場においては、対面による授業やICT機器を活用した遠隔教育、ベッドサイドへの訪問による指導などが行われている。
- ・学習支援として、学習支援員やボランティアを活用している場合もある。
- ・退院後に自宅療養をする場合であっても、訪問による指導やICT機器を活用した遠隔教育を受けることができる。

